

令和7年6月12日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	松 尾 勝 利
副 市 長	鳥 飼 広 敬
教 育 長	吉 牟 田 一 広
政 策 総 務 部 長	川 原 逸 生
市民部長兼福祉事務所長	岩 下 善 孝
産 業 部 長	山 崎 公 和
建 設 環 境 部 長	山 浦 康 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 家 隆
総 務 課 長	嶋 江 克 彰
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺 岡 弘 樹
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	山 崎 智 香 子
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長	中 村 祐 介
政策調整監兼DX推進室長	三 ヶ 島 正 和
広 報 企 画 課 長	田 中 美 穂
財 政 課 長	村 田 秀 哲
財 政 課 参 事	森 隆 文
公共施設マネジメント室長	中 尾 勝 徳
市 民 課 長	幸 尾 か お る
税 務 課 長	山 口 洋
保 険 健 康 課 長	染 川 康 輔
福 祉 課 長	高 本 智 子
産 業 支 援 課 長	松 丸 環 大
商 工 観 光 課 長	中 尾 美 佐 子
農 林 水 産 課 長	星 野 晃 希
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 本 将 行
建 設 住 宅 課 長	江 島 裕 臣
建 設 住 宅 課 参 事	手 島 秀 康
都市計画課長兼鹿島駅前周辺整備推進室長	堀 正 和
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	山 口 秀 樹
環 境 下 水 道 課 参 事	橋 川 宜 明
水 道 課 長	中 村 浩 一 郎
教育次長兼教育総務課長	江 頭 憲 和
生涯学習課長兼中央公民館長	山 口 徹 也

令和 7 年 6 月 12 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和 6 年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 令和 6 年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について
(報告) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 令和 6 年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 令和 7 年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告） |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、
討論、採決） |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 令和 7 年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について（質疑、
討論、採決） |
| 日程第 11 | 請願上程 | |
| | 請願第 1 号 | 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書（常
任委員会付託） |

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第 1 報告第 1 号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第 1．報告第 1 号 令和 6 年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について
であります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第1号 令和6年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するものです。

この報告は、令和6年度に継続費として議決をいただきました社会資本整備総合交付金事業（西牟田工区）につきまして、令和6年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により本年度へ繰越しを行ったものです。

2ページの継続費繰越計算書を御覧ください。

8款2項の社会資本整備総合交付金事業（西牟田工区）は、継続費の総額が60,000千円、そのうち令和6年度の継続費予算現額は28,000千円で、令和6年度中の支出済額が22,022,066円となり、残額の5,977,934円を令和7年度へ逓次繰越しとして繰り越すものです。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．報告第2号 令和6年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、報告第2号 令和6年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものです。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるもので、令和6年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部、または全部を本年度に繰り越して執行するものです。

4ページをお願いします。

繰り越した事業及び金額の一覧です。

ナンバー 1 の物価高騰対策支援給付金給付事業は、限度額100,262千円のうち、41,339千円を繰り越しています。

ナンバー 2 からナンバー 5 及び次ページのナンバー13は、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した各種支援事業で、さきの 3 月定例会において議決をいただいた分であり、その全額を繰り越していますので、各事業名及び繰越額については御参照ください。

ナンバー 6 の地域脱炭素重点対策加速化事業は、限度額34,500千円のうち、33,081千円を繰り越しています。

ナンバー 7 の農業基盤整備促進事業（佐賀園芸888推進型）は、限度額を設定しておりましたが、令和 6 年度内で執行することができたため、繰越額はありません。

ナンバー 8 の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）は、限度額39,828千円のうち、39,827千円を繰り越しています。

ナンバー 9 の農地中間管理機構事業は、限度額25,000千円に対し、その全額を繰り越しています。

5 ページをお願いします。

ナンバー10の水産多面的機能発揮対策事業は、限度額1,130千円に対し、その全額を繰り越しています。

ナンバー11の水産基盤ストックマネジメント事業は、限度額10,100千円に対し、その全額を繰り越しています。

ナンバー12の企業誘致対策事業は、限度額を設定しておりましたが、令和 6 年度内で執行することができたため、繰越額はありません。

ナンバー14の辺地道路整備事業は、限度額139,858千円のうち、139,249千円を繰り越しています。

ナンバー15の道路整備個別補助事業（野島・鮎越 2 号橋ほか）は、限度額12,958千円のうち、7,807千円を繰り越しています。

ナンバー16の道路整備個別補助事業（弓木 1 号橋ほか）は、限度額18,629千円に対し、その全額を繰り越しています。

ナンバー17の急傾斜地崩壊防止事業は、限度額を設定しておりましたが、令和 6 年度内で執行することができたため、繰越額はありません。

ナンバー18の肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、限度額18,370千円に対し、その全額を繰り越しています。

6 ページをお願いします。

ナンバー19の地域防災緊急整備型事業は、限度額5,220千円に対し、その全額を繰り越しています。

ナンバー20の現年発生農地農業用施設災害復旧事業は、限度額を設定しておりましたが、令和6年度内に執行することができたため、繰越額はありません。

これらの財源内訳は表に記載のとおりです。

この結果、20事業、繰越限度額の合計537,995千円のうち、16事業、448,652千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。中村です。よろしくお願いします。

商工観光課の1,040千円が繰越しがゼロになっていますけど、その経過を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

では、当初の繰越額がゼロになっている経過について御報告いたします。

まず、当初予定しておりました工事費につきましては、一応予定どおり滞りなく終了しております。そのうち、一部工事が終わらない見込みがございましたので、その分についてあらかじめ繰越しの予定をしておりましたが、そちらについては国と協議しました結果、こちらの補助事業に該当しないということで、繰越しからは除外をしております。

今回、3月末までで全ての事業費が終わりまして、全ての総事業費としましては約60,000千円程度で実績報告をしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、国に実績報告をされているわけでしょう。その報告書を後で提出してもらってよかですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

実績報告を提出させていただきます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

補助金適正化法という法律のあついですよね。それには工事が終了しなければならないと書いてありますけれども、今、建物が3面あって、2面は壁ができていないですよね。その壁の2面ができていなくても、終了したという報告で国は了解をしているわけですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

当初の予定としましては一部終了していない部分がありますけれども、こちらについては国の補助の対象外ということで繰越しをしなかったわけでございます。ただし、今現在、営業ができておりますので、支障はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

営業しているのと補助金の完全にできているのは全然違うんですね。法律では、そうですね、建物は全部できてしまわんと終了報告ができないと書いてあついですね。補助金適正化法の何条か忘れましてけれども。できていなくても、これで終了していいという協議を国とされているわけでしょう。国と協議している、その内容があると思うんですよ。それはどういうふうな協議の内容になっているのかというのを知りたいんですけど、普通、交付金やったら、やっぱり建物が全体が建たんと建物と言われんですよね。建物ですから。

今、2面はできていないわけでしょう。金額的には1,040千円か知りませんが、建物ではないというところを、国が建物でなくても、壁を交付金の対象外にしたという法的な根拠が要ると思うんですよ。それは国のほうはどういうふうな根拠で、そこは建物じゃない、補助金の対象外となったのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

国と協議したのは、そちら、補助対象内事業費の中に入っているか、入っていないかというところでの繰越しができるか、できないかということを協議しております。当初の予定としましては一部終了しなかった工事もございますけれども、壁そのものができていないわけではなく、きちんと内側の壁は完成しておりますので、そちらについては営業できるだけの問題がないと確認しております。国と協議したのは、あくまでも繰越しのことについ

てですので、建物か建物でないかということの協議ではございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

壁というのは、内側もあれば外側もあるのが壁ですよ。内側だけがあって壁じゃなかでしょう。建物というのは内も外もあって壁ですよ。

それから、建物が建たないと固定資産税の査定ができないですよ。今の状態では固定資産税の査定はできんでしょう。査定というか、認定と言うですかね。建物が全部、壁もできから、そこにできてくるですよ。普通、家を建てるにしても、全部建ててからお金は出るですよ。例えば、自分の自宅を建てる時に。壁が2面、全部できていなくて、固定資産税の査定もできないという状態で、国の補助金の対象というとは全部入っとるじゃなかですか、壁まで。最初から、そしたら、2面の壁は補助金の対象から外れていたんですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えいたします。

当初、国の交付対象事業費の中ではなく、総事業費の中の一部としてそちらの工事費が入っておりました。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

建物というのは全部できて建物ですよ。建物が建たんと、壁まで全部できてしまわんと建物じゃなかけん、さっきも言いましたように、固定資産税の評価はできんですよ。今のJUJIROビルで固定資産税の評価はできますか。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

すみません、お待たせいたしました。

固定資産の家屋の評価の件だと思います。固定資産の家屋の評価につきましては、1月1日現在の所有者に賦課をするということで、今年1月1日現在、まだリフォーム途中だったと思います。今現在は昨年の状況での課税になっていると思います。昨年1月1日現在の状況での課税になっていることとなります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それは前の建物の課税じゃなかですか。今、新しく建物を建てるのは、完全にできないと課税できないでしょう。来年1月ですよ。それは分かっています。しかし、今できていないと、来年1月は課税できんというわけでしょう。来年1月までにできていないと、そういうことでしょう。今の課税は、その前の課税の対象でしょう。それを改修、改築しているわけでしょう。できた建物に対して固定資産税の課税をするわけでしょう。今のままでいったら課税できんじゃないですかと私聞きようわけですよ。何も1月の税金の過程を聞いているわけじゃないです。建物が建たないと固定資産税ができないじゃないですかと聞きよる。

山口課長、今の状態で、2面できていない状態で固定資産税の課税ができるんですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

中村議員の、恐らく賦課期日の1月1日現在の御質問だと思います。

今、現時点で課税ができるかどうかというのは、皆さん方も課税通知、家のほうに送ってきていると思いますけれども、その年の1月1日現在で賦課期日を課税は定めておりますので、1月1日現在で建物がどうなのかという状況で金額を、税額を税務課のほうで査定して、変わっていれば、その金額を1年間で税金をお払いいただくと。その年中に、例えば、そうですね、新築とか、あるいは大規模な増改築があれば、翌年の1月1日の賦課期日の課税額をもって1年間を、税金を賦課していただくという形になります。

現時点は、今年1月1日でサテライトオフィスが幾らだったかという金額で税金は賦課しております。今の、例えば、外壁とかを改修して、外壁の部分がどうだったかというのは、来年1月1日現在で税務課のほうで確認をして、変更があれば、その金額で課税をお願いするという形になってまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私はそういうことを聞いているわけじゃないんですよ。1月の段階じゃなくて、今、終了した段階で、終了したという報告をしているわけでしょう。そして、この段階でいって、来年のできない段階では1月に課税対象になりませんかと聞きようわけですね。そしたら、今できていない状況が、いつ改善できるんですか。来年1月までにできるか。そして、今できていない状況で、国はできていなくても交付対象になると言われたということやったんですかね。交付対象だけれども、壁は補助金の対象じゃないということやったんですね。それは初めて聞きましたけど、そういう規定というのがあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

デジタル田園都市国家構想交付金の制度の補助金の概要について少し説明させていただきます。

まず、交付対象事業費の上限が今回のサテライトオフィスの場合は45,000千円でございます。そちらの上限が45,000千円で、交付の割合が国は3分の2となっております。かつ総事業費の9分の4以内で、総事業費の上限が67,500千円でございます。どちらかの低いほうが国の国家構想交付金の対象となっております。交付対象事業費が45,000千円ですね。そちらの中には、今回、議員がおっしゃっている壁の部分は入っていないということになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

その壁の部分が入っていないというところが、どういう規定の下でその交付金の対象から外れているのか、そこを聞いているわけですよ。最初は、しかし、30,000千円ですよ。国が交付金は30,000千円。全部、だから、15,000千円が鹿島市でしょう。45,000千円。その中に、どうして壁の1,000千円だけが別枠でこれはなっているのかが理解できませんよ。だから、そういうふうな規定があるわけでしょう。その補助金から壁の部分だけはのけますよという、そのなかったら説明できませんじゃなかですか。だから、その規定があるんでしょうと、さっきから聞きようわけですよ。そうじゃなかったら、国に工事が終了しましたということを報告できませんじゃないですか。最初から、その壁の分はできなくてもいいですよ。壁の分はできなくていいですよと、そういう建物はまず聞いたことなかけん、そがんとはなかと思いますけどね。

そいけん、その説明しよつとが、交付金の対象であるけど、補助金の対象じゃないと言ったですかね。それなら、そういうふうな規定があるはずですよ。規則とか、規定とか、なかったらできんでしょう。そがん勝手にここは大丈夫ですよとか、国も認めてくれんと思うんですよ。だから、その認めてくれた規定を教えてくださいと言いますよ。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

交付の段階の規定についてお答えいたします。

まず、交付対象の上限が45,000千円というところで、総事業費がその金額に収まれば、もちろん建物の全ての事業費がその交付金の交付対象事業費になると思われます。ただ、それよりは上回る金額が予想されたため、申請の段階でどこを対象にするなどはいろいろ精査をした結果、対象にするもの、対象にしないものを区分して申請しております。その中には、国のほうでも、ここは交付対象額の何割以内に抑えることとか、そういった規定もありますので、そういったものも加味しながら申請をしております。今回、申請の段階で、壁の部分については、総事業費の中には含めているけれども、国の交付対象事業費の中には含めていなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

建物を建てるときは、何回も言って本当に申し訳なかとばってん、積算をするじゃなかですか。設計して、ここでこれだけお金が要りますよと。壁だけ外しますよとか、なかじゃなかですか。申請の段階では壁も入っているわけですよ、それは。積算をして、45,000千円なら45,000千円で建てますよと。出る、出らんはいいですよね。しかし、交付金、その対象の中でしか使われんじゃなかですか。だから、この45,000千円の中で建物を建ててくださいということで交付金をいただいているわけでしょう。ちょっとそこら辺が、説明が理解できないですよね。長くなっても同じような答えですから、私がそっちへ来ますので、教えてください。それで結構です。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。よろしくお願いします。

今回もちょっと繰越明許費が金額的には非常に大きいですね、448,000千円。もちろんこ

の中には、国からの国庫補助金であったり、県からの支出金、これがちょっとずれ込んで遅れると。年を越すという部分もあったかと思います。しかし、毎年毎年、非常に多い金額が次の年に回されるというふうになっています。

そういう中で、ちょっと気になるのがナンバーの10番と11番の農林水産業の事業なんですけど、まず10番の水産多面的機能発揮対策事業で、これは全額、翌年度に繰越しになっているんですね、1,130千円。あと、水産基盤ストックマネジメント事業、これも全額なんですね、10,100千円。これに関しては、県からの支出金というのが5,000千円、まだこちらのほうに入っていないということなんでしょけれど、基本的にこれは計画としてどういうふうな水産業に関する事業となっているのか。それと、繰越しをするということになったら、工期はどのぐらいを予定しているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

まず、水産多面的機能発揮対策事業につきましては、この一般財源になっておりますのが、これは県への負担金として支払うものになっておりまして、国と県と市のほうで負担割合がございます。この分について鹿島市のほうから、佐賀県の環境・生態系保全対策地域協議会というのがありまして、そちらのほうに負担金、補助金のお支払いをいたしまして、そこから鹿島市の鹿島地区環境生態系保全対策活動組織というところに行きます。これは今、代表のほうで鹿島市漁協の中島龍運営委員長さんがなられているところであります。活動の内容につきましては、有明海の海面清掃の活動であったりとか、あと、カキ母貝の保護とか、カキの定着、干潟を採取してのモニタリング、それからあと、干潟の保全活動とか、クリーンアップ活動など、年間を通して活動されるための活動経費になっているところです。ですので、一般財源として明許繰越しになっておりまして、今年度、先ほど申しました県のほうに負担金として払うようになっているところでございます。

ストックマネジメント事業につきましては、この分については浜大橋のほうの橋桁工事があっております、今年度、令和7年度にも予定をしておりましたけれども、それが前倒しという形になって、令和6年度の3月補正でついております。令和7年度のほうで浜大橋の工事を完了させていくというふうになっておりまして、この負担については、ここに載っていますように、国と市で50%、50%の負担割合になっておりまして、市のほうは50%で起債をしまして、充当率が100%というふうになっております。その中で、今年度、令和7年度に事業を行っていくということになっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

説明ありがとうございます。多面的機能発揮対策事業というのは、基本的に負担金ですね。分かりました。

あと、もう一つのストックマネジメント事業、浜大橋に関しては定期的にいろいろやっているんですよね。先ほどの説明では、あの大きい新浜大橋ですよね。これの橋桁のほうかなと思うんですけど、塗装をしたりとか、今までも何回となくこれは出てきたんですけど、これは何か決まり事というか、どのぐらいに1回検査をして、そして、長寿命化じゃないですけど、そういうふうなのは定期的に何か決まっているんですか。金額的にも10,000千円近くはやっぱりなっていくんですけど、どうなっていますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

水産基盤ストックマネジメント事業の新浜大橋の工事につきましては、この保全計画というのがありまして、保全計画に基づいて、例えば、新浜大橋の橋桁補修工事のほうを行うようにしております。今回の、先ほど申しました保全計画の分が当初にありましたけれども、その浜大橋の補修工事で保全工事が完了をいたします。今後また、令和8年度に漁港施設の機能診断とか保全計画の見直しを行って、引き続き施設の補修などを行っていくように計画がなっております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。実際、新浜大橋は北と南の地区、北舟津、南舟津の行き来がする非常に便利な橋ではあるんですけど、景観としても、以前は花火大会をあそこで行っておいりましたので、しっかりとこれは保全をしていかんといかんなと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

あと1点、ナンバー15番の土木の道路橋りょう費の中の野島・鮎越2号橋ほかということで、12,958千円の予算のうち、繰越しが7,800千円程度ということで、今どこまで工事が終わっていて、あとどの部分をやっていくのか、それについて担当課お答えください。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

今回の事業では橋梁の補修工事を行っておりまして、市内6橋の補修工事を行っております。今回、繰越しで残っておりますのが樋渡橋と山浦橋ですね。この2橋の分を繰り越させていただいております。

樋渡橋につきましては、5月末、先月末で工事を完了しております、今後行います山浦橋、これにつきましては水路内の工事になりますので、渇水期ですね。ですので、10月ぐらいからの発注と。繰り越して発注するというような計画で現在進んでおります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。ここに括弧づけで野畠・鮎越2号橋ほかと書いてあったから、ちょっと気になったところではあります。できるだけ、小さい橋が多いのかなと思うんですけど、やっぱり安全面を考えると、それとか、これからいろいろ台風シーズンであったりとか、そういうふうなものもありますので、先日の雨もそこまで影響がなくてよかったなと思っています。

先日の雨のときも、私も浜川、漁港からずっと古枝のほうまで見回りをしたわけですけど、そこまでちょっと気になったのが、満潮の時期と時間がちょうど重なってきたというところがあったので、ケーブルテレビの何画面か出る川のところ、あれとかも見ながら気にはなっていたんですけど、それこそ水害とか、いつ起こるか分かりませんので、そういうふうなところ、また今後もよろしく見回りをしていただき、そして、補修があるところは修復をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

11番の角田一美です。繰越計算書のナンバー14、土木費、道路橋りょう費の辺地道路整備事業の市道中川内～広平線についてお尋ねをいたします。

所管が違っておりましたので、そこら辺、十分説明を理解しておりません。辺地対策事業で広平線については、非常に長年、莫大な投資を上げて整備していただき、非常に感謝をいたしております。

非常に終盤にかかっておりますけれども、ここらでちょっともたついて、辺地対策計画については数度にわたる延長計画で、前回も平成31年度から令和5年度で終了するというところで、6年間の整備計画、これができなくて、さらに令和5年にあと3年間、6、7、8年度

で終わるということ。ですから、あと2年後には完了する予定ですがけれども、延長した初年度の6年度に139,000千円、全額繰越しされておりますけれども、この繰越しになった理由と、今後の計画にどのような影響を及ぼすか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

中川内～広平線の改修につきましては、議員おっしゃいますとおり、平成8年から取り組んでおりまして、非常に長い期間がかかっております。今ありましたように、期間を令和5年から令和8年へと見直しまして、終わりが見えてきている状況でございます。

この6年度からの繰越しにつきましては、その理由といたしまして、N T Tの電柱、これは民地に立っている分なんです、これを移設する必要がありました。民地から民地へ移設するということで、まず、その土地の所有者で、山の中にありますので、まだ相続がされていなかったりとか、なかなか複雑な状態であったわけなんですけれども、その電柱の移転、移設に時間を要しまして、繰り越すこととなりました。

なお、この移設のほうは完了いたしまして、今回繰り越しております工事につきましては、来月末、7月末をもって工事が完了するという見込みでございます。また、令和7年度分、今年度分につきましても発注を進めておりますので、担当課としましては令和8年度、計画どおりの完了を目指して現在取り組んでいるという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

計画どおり令和8年度に終了するというので、ちょっと安心をいたします。今まで毎年1億円の予算をつけていただいて、繰越し、繰越しで非常に長期間にわたって、そして、鹿島市全体の道路改良計画、この1億円の投資がほかの道路改良に非常に影響を及ぼして、鹿島市の道路政策は非常に先に進んでいないような気がしております。

そういった関係で、大体、本当は電柱移転とか、今まで繰越しの理由にされたやつが保安林の指定解除とか、当初から考えられたようなやつを行き当たりばったりでやっているからこういうような感じになると思いますので、だけん、先に用地買収とか、いわゆる保安林の指定解除、電柱移設、当初見込まれていますから、そういったやつで工事が遅れて、令和7年度も倍の予算、2億円の予算、果たしてこれも工事施工ができるのか、非常に心配をいたしています。

そういうような形で、今回は延長はないということで、ぜひあと2年、令和8年度で2年しか残っておりませんので、ひとつよろしく願いをして、質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．報告第3号 令和6年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、報告第3号 令和6年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書は7ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について別紙のとおり報告するものでございます。

議案書8ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書でございます。

計算書の一番下の行を御覧ください。

建設改良費の繰越合計は、予算計上額105,380千円に対して、支払義務発生額はゼロ円です。全額の105,380千円となります。

次に、繰越しの主な内容について御説明いたします。

1行目、第20号国道207号（肥前鹿島駅付近）配水管布設替工事は、道路管理者との工程の調整により、不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったため、繰越しを行っております。

2行目、久保山配水本管及び大村方導水管設計業務委託及び3行目の久保山配水本管更新工事は、共に令和6年度社会資本整備総合交付金事業（補正予算）の交付決定が3月となったため、年度内の完了が困難となったためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．報告第4号 令和6年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

報告第4号 令和6年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和6年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

この報告は、令和5年度から令和7年度までの継続費として議決をいただきました鹿島市浄化センター改築事業につきまして、令和6年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により本年度へ繰越しを行ったものでございます。

議案書10ページを御覧ください。

1款1項、鹿島市浄化センター改築事業は、継続費の総額982,000千円、そのうち令和6年度継続費予算額が361,000千円、前年度からの通次繰越額が125,000千円あり、計486,000千円の予算に対し、支払義務発生（見込）額267,000千円を差し引いた残額の219,000千円を翌年度へ通次繰越しとするものでございます。

通次繰越しの理由は、水処理設備と電気設備の機材の作製を予定しておりましたが、電子基板のプログラム部品であるインバーターやシーケンサーなどの部品の入手が困難なため、不測の日数を要したので、年度内の完了が困難となりました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第4号は終わります。

日程第5 報告第5号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．報告第5号 令和6年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

報告第5号 令和6年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。
議案書11ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

議案書12ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書でございます。

計算書の一番下の行を御覧ください。

建設改良費の繰越合計は、予算計上額388,790,300円に対して、支払義務発生額を差し引いた345,913,300円です。

次に、繰越しの主な内容について御説明します。

1行目、未普及解消事業となります汚水幹線・準幹線・枝線管渠築造工事は、4件の工事を繰り越します。今回、主な理由として、祐徳門前汚水幹線工事に関することを記載しておりますが、要望により観光客が多い期間の施工を控えたことや、転石に伴う工法変更が必要となったこととなります。

2行目、南舟津雨水ポンプ場（場内整備）工事委託は、舗装工事による通行規制期間の地元調整が必要となったことが主な理由でございます。

5行目、中牟田雨水ポンプ場改築工事委託は、ポンプ本体の分解、整備、再設置の作業を行う上で、分解作業やポンプ場内の搬出ルートを検討において、支障となる既存施設の確認等に不測の日数を要したためです。

以上が建設改良費の繰越額の説明となります。

議案書13ページを御覧ください。

事故繰越しに係る繰越計算書で、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定によるものです。

事業名は、中村・乙丸排水区浸水シミュレーション検討業務委託です。

計算書の一番下の行を御覧ください。

令和6年度の繰越予定額は、予算計上額31,200千円に対して、支払義務発生額及び不用額を差し引いた5,513,400円です。

繰越理由は、塩田地区からの流入を把握するため、水路の水位調査箇所及び測量作業が増加したことに伴うものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくお願いいたします。10番の勝屋です。

12ページの浄化センター水処理施設の工事委託のところで説明書きのほうに、第1系列改築の更新の取り合いに不測の時間と。この更新の取り合いという意味合いがちょっとよく分からなかったの、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（徳村博紀君）

橋川環境下水道課参事。

○環境下水道課参事（橋川宜明君）

お答えいたします。

その前に、議案として出しておりました継続費のほうも、実はこれは浄化センターでございまして、国との規定、または今回の浄化センターの工事は、補助率55%の高率と50%の低率、または市の単独費とかということで、いろいろ区分が混在いたしておりますので、それぞれの工事契約という形になります。

その中で、取り合いといいますのは、結局、その工事同士が今回バッティングしているところもございまして、そういう工事同士がお互いの工事に影響しないようにということで、文章の表現上、取り合いという表現を使わせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

その工事を請け負われた方々が調整するところの表現を取り合いというふうにしたということですね。分かりました。

ここで、ゲートの機器製作の遅れということなんですけれども、これはその部品とかなんとかがなかったとか、そういう理由になるんですかね。どうなんですか。

○議長（徳村博紀君）

橋川環境下水道課参事。

○環境下水道課参事（橋川宜明君）

お答えいたします。

令和2年度から発生いたしました新型コロナのパンデミックで、世界の物流状況がちょっと危機的な状況になりまして、電子機材部分の製作と輸出入がいろいろと遅れた、この影響がまだ令和6年度まで少し残っていた部分がありまして、こういうふうな繰越しの理由になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありますか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

3番議員、笠継健吾です。

ちょっと気になるところがありまして、中村雨水ポンプ場改築詳細設計業務委託18,230千円、これの理由で、中村雨水ポンプ場耐震診断委託料の落札減をそれに戻すというふうに書いてありますけど、落札減が18,230千円ということは、市の見積りは大体幾らぐらいだったのか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

橋川環境下水道課参事。

○環境下水道課参事（橋川宜明君）

お答えいたします。

すみません、実は落札減の価格はちょっと覚えていないんですけども、ここの繰越しになった理由につきましては、下水道のこのような補助金には、汚水の通常とか重点、雨水の重点、通常、または個別補助という細かな区分がございまして、それぞれにまた流用できる、できないというルールがございます。

今回の部分につきましては、結局、言い方が悪いかもしれないけど、ちょっと余って、当該年度分で余った部分があつて、令和7年度の予算はかなり厳しいということで国からも連絡が来ておりましたので、この補助金の部分を翌年度の補助金と合わせて事業を実施するために、今回このような繰越しをさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

補足して申し上げます。

笠継議員がおっしゃられた落札についてなんですけど、令和6年度公共下水道事業中村・乙丸排水区浸水シミュレーション検討業務委託、こちらの設計のほうは33,517千円に対し、落札額が16,500千円でした。落札率といたしましては49.23%となります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

市の見積りと、こういった入札の落札が16,000千円、49%、そういうところであったということですね。これが先ほど橋川参事が言われたような中身がちょっとそういったところであるというふうなことですよね。こういった違いがあるのだらうというふうに思いますが、これを7年度の中村雨水ポンプ場改築詳細設計委託料に充当すると。これは関連がちょっと

あったというふうなところですかね。関連があって、そして、その当初入札した30,000千円の中で、詳細を言えば、入札が50%ぐらいの分がその繰越しをする前の段階であったと。トータル的には、こういう36,000千円ぐらいであるというふうなところでいいですかね。

○議長（徳村博紀君）

橋川環境下水道課参事。

○環境下水道課参事（橋川宜明君）

お答えいたします。

先ほど議員、関連と申し上げられたところは、私が先ほど申し上げました汚水の重点とか通常とか、雨水の重点とか通常、この区分で関連があれば、そのまま繰り越して使えることがある。全てではございませんので、そこは随時、国と調整しながら行っているものでございます。

今回の中村のポンプ場設計に関しましては、平成3年に建てられた耐震基準前の建物でございますので、耐震診断をして詳細設計を詰めていくような形で、設計で2年かかっているものですから、今回のような同じ設計から設計への繰越しという形になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第5号は終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時20分から再開いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 報告第6号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．報告第6号 令和7年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、報告第6号 令和7年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

別冊の令和7年度鹿島市土地開発公社事業計画で説明いたしますので、御準備をお願いします。

鹿島市土地開発公社は、現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上しております。

事業計画書の1ページをお願いします。

本年度の収入支出予算は、収入16千円、支出22千円としています。

2ページをお願いします。

収入支出の内訳です。

収入につきましては、事業外収入で利息収入16千円を計上しています。

支出につきましては、管理費22千円を計上しています。

なお、支出に対して不足する収入6千円につきましては、前年度繰越準備金で補填することとしています。

3ページをお願いします。

資金計画です。

左の受入資金につきましては、事業外収入16千円と前年度繰越金37,013千円を加えた37,029千円です。

支払資金は、予算の支出と同額の22千円です。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書です。

収入は利息収入16千円です。

5ページをお願いします。

支出の内訳になります。

旅費、需用費、負担金などの経費22千円を計上しています。

なお、この事業計画につきましては、去る3月14日に鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものです。

6ページと7ページは、参考資料として予定損益計算書と予定貸借対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第6号は終わります。

ここでお諮りいたします。議案第47号から議案第50号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号から議案第50号までの4議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 議案第47号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第47号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第47号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は15ページから18ページまで、議案説明資料は1ページから7ページまででございます。

まず、議案書15ページをお願いいたします。

議案第47号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、職員の仕事と生活の両立支援を図るため、提案するものでございます。

議案書16ページから18ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料1ページから5ページまでは改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますが、内容の説明につきましては6ページ及び7ページに沿って説明させていただきます。

議案説明資料6ページのほうをお開きください。

1、改正理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、法律の改正に至った背景でございますが、少子高齢化、人口減少が加速していく中で、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により法改正が行われまして、次の措置が講じられることとなりました。ここでは地方公務員に関係するもののみ抜粋しています。

まず、(1)でございます。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充ということで、まず、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充がなされております。また、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認などを行うこととされております。

(2)介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化に関する措置ということで、勤務環境の整備をすること。また、仕事と介護の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認などを行うこととされております。

これを踏まえまして、3、主な改正内容につきまして説明をいたします。

それではまず、(1)超過勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充ということでございますが、まず、現行で申し上げますと、育児中の職員が深夜勤務、22時から朝5時までと、月24時間以上、または年150時間以上の時間外の勤務の免除について請求できる制度というのがございます。この制度の対象となりますのが、表の右側、改正前を見ていただきますと、3歳未満の子を養育する職員ということで、今、免除の対象になっておりますけれども、今回の改正で、この対象を小学校就学前の子を養育する職員まで拡充するものでございます。

続きまして、(2)仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等ということでございますけれども、妊娠・出産時や育児期の職員に対して面談等を行いまして、その両立支援制度の周知や制度の利用、働き方の意向聴取及び意向への配慮を行うという内容となっております。

続いて、(3)です。仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備についてでございます。これは新たに規定を設けるものとなっております。内容としましては、家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知や意向確認を行うこととされております。また、仕事と介護の両立支援制度について、40歳に達した職員へ情報提供を行うこと。この40歳という年齢は、介護に直面する前の段階でということで、この年齢を設定しているところでございます。また、職場環境の整備としまして、研修の実施や相談体制の整備を行うことといたすものでございます。

(2)、(3)につきまして、この制度の周知や意向確認につきましては、現在も男性の育児休業を取得される職員に関しましては、事前にそういった説明等、周知等も行っておりますけれども、こういったものをさらに広げて、女性の育児休暇、また介護休暇の取得等の相談があった場合は、同様にきめ細かい対応をさせていただこうと考えております。また、今回の改正を踏まえて、市の育児、介護に関する休暇制度のパンフレットも改めまして、より丁寧な対応に努め、誰もが働きやすい職場環境にしていきたいと考えております。

最後に、施行期日についてでございますが、先ほど説明しました(1)の超過勤務の免除の対象となる職員の範囲の拡充、それと、(3)仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備につきましては、公布の日といたします。また、(2)の仕事と育児の両立支援制

度の利用に関する職員の意向確認等につきましては、法の施行と足並みをそろえまして、令和7年10月1日施行を予定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8、議案第48号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第48号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は19ページから22ページまで、議案説明資料につきましては8ページから13ページまででございます。

まず、議案書を御覧ください。19ページになります。

議案第48号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援を図るため、提案するものでございます。

それでは、その改正内容につきましては19ページから22ページまでとなっております。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により説明いたしますので、資料の御準備をお願いいたします。

議案説明資料 8 ページから 11 ページまでは改正に伴う新旧対照表を掲載していますが、内容の説明につきましては 12 ページ、13 ページに沿って説明いたします。

それでは、12 ページをお開きください。

改正理由についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、2、法改正の背景でございますが、先ほど御審議いただきました条例と同様に、仕事と子育ての両立をしやすい環境づくりを目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和 7 年 10 月 1 日に施行される予定です。その中で、部分休業制度が拡充されるということになります。

その内容につきましては、(1) 部分休業の取得形態の拡充というところになりますが、これまで①にありますとおり、勤務の初め、または終わりに 2 時間を上限とする休業ができることとされておりましたが、今回の改正で②の形態での取得が可能とされました。これは 1 年に 10 日間を上限として 1 日での取得が可能とされるもので、職員は自らの状況に応じて①か②、いずれかを選択することが可能になります。

次に、(2) 部分休業の取得対象となる非常勤職員の範囲を拡充するものです。対象となる職員ですけれども、改正前は 3 歳未満の子を養育する職員となっておりましたが、改正後は小学校就学前の子を養育する職員ということで、こちらが拡充されます。これによって、非常勤職員も常勤職員と同様の対象の範囲となるものでございます。

次に、13 ページになりますけれども、主な改正内容について御説明いたします。

部分休業の取得に関しまして、育児休業法において条例で定めるものとされている事項について、次のとおり改正するものでございます。

まず、(1) 部分休業の取得単位についてでございます。

①の 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しない形態、これを第 1 号部分休業と呼びますが、この形態は 30 分単位で取得できるものとするものでございます。

続いて、②、1 年につき条例で定める時間、10 日相当を超えない範囲内で勤務をしないという形態、これを第 2 号部分休業と言いますが、この形態では 1 時間を単位として取得できるものとするものです。

次に、第 2 号部分休業の 1 年の期間についてですが、これも法で、この期間については条例で定めることとされておりますので、これについては毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年の期間とするものでございます。

また、(3) 第 2 号部分休業の取得可能時間につきましては、同様に条例において定めることとされておまして、非常勤以外の職員につきましては 77 時間 30 分、これは常勤職員の 1 日の勤務時間 7 時間 45 分の 10 日分の時間数となります。非常勤職員につきましては、その職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数の 10 日相当分ということになります。

(4)です。部分休業の申出の内容を変更することができる特別な事情について規定をするものです。これも条例で規定することとされておりますので、規定を加えるものでございます。

第1号部分休業と第2号部分休業の形態を、例えば、同一職員が切り替える場合の規定でございますけれども、次の事情が生じた場合は、部分休業の申出の内容を変更し、取得形態を切り替えることができるものとするということで、具体的に想定しておりますのは、配偶者が入院した場合、配偶者と別居した場合、その他、部分休業申出時に予測することができなかった場合で育児環境の変化があった、そういった場合に特別な事情ということで第1号部分休業と第2号部分休業を切り替えることができることとするものでございます。

以上が条例における主な改正内容となります。

4、施行期日についてですが、育児休業法の施行と合わせて、本年の10月1日施行といたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま提案された問題について1点だけお尋ねをしたいと思います、非常にいい制度ができたと思います。60年ぐらい前になりますが、私も育児休暇をもらったことがあるんですね。何かというと、子供が生まれたとき、授乳に帰らせてもらいました。でも、そのときは自分の仕事と周りの人ば考えたときに、本当に気の毒な思いをして取ったのを覚えています。特に最近では、市の職員もその頃からすると大分減りましたよね。そして、見ていますと、仕事量も複雑になっていると思います。そういう面について、やっぱり取る人たちが安心して取れるように、今は大分見方、考え方も変わっておりますが、そういう体制をつくっていかないと、せっかくある制度を十分に利用できなくなるということもあると思うんですね。

だから、そういう面について、今後、こういう制度に合わせながら人事の取扱いというのを、極端に言えば、職員を増やすとか、いろんな問題もあると思いますが、その辺をどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、お答えいたします。

御質問の趣旨といたしましては、取りやすい環境、それと職員の人的な配置の部分だと思っております。

まず、1点目の職員の育児休業等が取りやすい環境につきましては、今現在、特に男性の職員で配偶者が妊娠されたという情報があったときには、その本人と所属長と、あと職員係の3者で面談を行いまして、まず、本人が育児休業の制度を知らなかったりするので、そこを説明しまして、本人の意向をお尋ねします。その意向をできるだけかなえてやるためにはどのようなことが必要かというのを、所属長を踏まえて3者で話し合いをさせてもらいます。

また、休みを取るに当たって本人が気になるようなこと、そういったところもあれば、所属長と職員係も併せて一緒に考えて、何とか本人の希望をかなえてやるという方向で面談しておりますので、今、特に男性職員で育児休業を取る方につきましては、そういった十分な配慮をしております。

今後これも、例えば、介護休業とか、女性職員に当たりまして、やはり同様に丁寧に制度の説明から、また、取りやすくするためにどのような配慮が必要なのかというようにところもしっかり話し合いをしながら、職場の状況に応じて対応をさせていくということで考えているところでございます。

また、人的な配置の部分でございますけれども、今、鹿島市職員の育児休業につきましても、まず、数が少し増えている傾向にあるということ、それと、1回当たりの育児休業の期間が以前よりも少し長くなっている、1人当たりの休業期間が長くなっている傾向がありまして、それだけ職員がいなくなるというところについては、周りの職員の負担が大きくなるというのは現実そうだろうと思います。

今後、少し考えているところではございますけれども、職員のそもそもの採用におきまして、必要な職員数に、そういった育児休業をされることも想定した上で、少し余裕を持った採用を今後すべきであるというふうに思っておりますので、なかなか今、人手不足で採用試験というのも難しい、受験者が少なくなっている状況にはございますけれども、そういった中でもできるだけ可能な範囲で、少し余裕を持った職員採用を行っていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ御説明いただきましたが、以前とは全然変わったね。こういうちゃんとした制度の中で対応を考えていらっしゃるのでも安心しましたが、とにかく、せっかく取る人たちが安心して喜んで取れるような、また、周りの職員の人たちもそれを祝福できるような、そういう体制づくりを市長、よろしくお願いします。

終わりにします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくお願いします。

とてもいい制度だと思います。ちょっとお聞きしたいのは、これは事前にこういうふうにして休みますよというような申出をするという形になりますかね。その辺はいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

例えば、部分休業の申出につきましては、事前に申出等が必要となっております。ただ、先ほどもありましたような相談とかを受ける際に、こちらからもそういった意向のほうも確認をしまして、事前に申出をしていただくような依頼といいますか、要請といいますか、そういったふうに声かけはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

例えば、現在もこういうことはあると思うんですけど、お子様が急に熱を出されたら。それで、すみません、仕事をちょっと抜けていいですかみたいな感じで休まれる場合があると思うんですよね。これで、主な改正内容の(4)のところで、その他、部分休業の申出時に予測ができなかった場合とか書いてあるので、例えば、そういうときにも利用できるのかな、そういうのを活用できるのかなと思ったんです。そういうのはいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

先ほど議員から質問がありました、例えば、お子さんが急病になったとかいう場合につきましては、また別の制度で子の看護休暇というのがありまして、お子さん1人につき5日間、年間で取得することができます。そういった場合にはそちらのほうを利用させていただく。

今回の部分休業につきましては、例えば、想定しているのが、保育園の送り迎えがあるので1時間遅く来ますとか、1時間早く帰らせてもらいますとか、そういった日常的に育児をする中で大体必要になるというのが見通せる場合についてのこちらの制度となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

まれなケースになるかもしれませんが、例えば、看護休暇を全部5日分使ってしまっていたみたいなときで、これを利用できるのかなとか、そういうことも思うんだけど、ぜひともそういうところは柔軟に対応していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

6番議員の杉原元博です。最初、ちょっと質問しますけれども、この条例改正によって、正規の職員及び非常勤職員がどのくらい鹿島市は対象になっておられるのか、分かれば答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、お答えさせていただきます。

過去5年ぐらいの育児休業と部分休業の取得者について申し上げます。

今回、条例改正で対象となります部分休業につきましては、令和2年が取得されたのが2人で、令和3年、令和4年はございません。令和5年が2人、令和6年が1人、この部分休業制度を利用されております。

また、育児休業ですね。例えば、数か月間にわたり育児のために完全に休業しますというようなケースなんですけれども、令和2年度が4名、令和3年度が3名、令和4年度が4名、令和5年度が10名、令和6年度が13名ということで、こちらが少し増えている傾向にございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

最近の報道を見ても、日本の出生率が統計開始以降、最低というふうなことでありました。70万人を切ったということですが、やはり少子化対策とか、あるいは子育て支援の面からも、こういった施策というのは非常に重要だなというふうに思っております。

男性の育休の取得者がどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

男性の育児休業の取得状況について御説明いたします。

先ほど育児休業につきまして人数を申し上げましたけれども、男性、女性の総数を申し上げたところでございます。

男性に限って申し上げますと、令和2年度が1名で、令和3年度、令和4年度がゼロです。令和5年度が4名、令和6年度が6名ということで、男性の育児休業の取得というのが、先ほど説明しました取りやすい相談体制というのをつくってから、より取っていただけるようになっている現状でございます。

男性の育児休業につきましては、まだ短期間、1か月未満の休業の方が多いという現状でございます。今後、それを例えば2か月とか3か月とか取れるように、さらに長い間、安心して取れるように、こちらのほうも努めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

男性も含めて、この育児休業制度というのは非常に重要であると思います。一方で、やはり市民サービスの低下は絶対に起こしてはならないというふうに思っておりますので、それをいかにカバーしていけるかというところを、しっかり職員のほうで勤務体制というのを、サポート体制といいますかね、それをしっかりお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決しました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第9 議案第49号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9．議案第49号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。三ヶ島DX推進室長。

○DX推進室長（三ヶ島正和君）

それでは、議案第49号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は23ページから、議案説明資料は14ページからでございます。

まず、議案書23ページをお願いいたします。

提案理由は、多機能端末機を介した証明書の交付に係る手数料を減額することにより、市民の利便性向上を図るため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

改正条例の改め文でございます。

改正内容等については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の15ページをお願いいたします。

1、改正理由は、いわゆるコンビニ交付に係る手数料を減額することにより、市民の利便性向上を図るためでございます。

2、背景としては、令和5年1月からコンビニ交付を利用できるようになっております。令和6年7月からは、コンビニ交付について手数料から50円を控除し利用推進を図っており、行かない市役所の実現を目指しております。この手数料について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、期間を定めて減額することにより、さらなる利用の普及を図っていきたくと考えております。

3、改正内容ですが、表に示しておりますとおり、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間、コンビニ交付に係る手数料を10円とするものでございます。

4、施行期日は令和7年7月1日としております。

最後に、14ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項において、コンビニ交付の対象となる手数料の額を示しつつ、それぞれの金額から50円を控除する規定がございますので、附則第4項において、手数料の額の特例として、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中50円とあるのは、290円とするとしております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

背景のところですね。15ページ、「人にやさしい「行かない市役所」」というのはどういう市役所のことを言うのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX推進室長。

○DX推進室長（三ヶ島正和君）

お答えいたします。

行かない市役所といいますのは、スマートフォンやパソコンからオンライン申請などを行うことで、市役所に行かないで手続きが完結するというものでございます。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

行かない市役所は分かったばってん、「人にやさしい「行かない市役所」」というのはどういう意味ですかと聞いています。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX推進室長。

○DX推進室長（三ヶ島正和君）

お答えをします。

「人にやさしい」というのは、デジタル庁が示す基本理念の中の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」ということから引用して、そういうことで先ほどの行かない市役所と結びつけた形で書いているものでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

しかし、市役所に行かないと市役所の人が優しいかなんか分からんですよね。いや、実際の話はですよ。もう何でもかんでも市役所に行かんぎよかという問題じゃなくて、やっぱり

市役所の方とお話をしたり、高齢の方は市役所の方とお話したいと思っていると思うんですよ。そのときに何か相談をしたりですよ。あまりにも、何かな、市役所に行かないのが優しいというのはちょっとどう考えても理論的におかしかなですね。

何というかな、行かなくていいというのはよかとやろうばってん、市民の方はですよ、聞いたら、やっぱり市役所の方とお話をしたいと、いろんな相談をしたいと思っているわけでしょう。そしたら、市役所に何も行かんやったら、市民のことは全然分からんとじゃなかですか、市長、どがんですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

いろいろな捉え方があってと思います。今回のコンビニの手数料条例を削減、10円にするということは、今働き方改革で、いろんなところに行って、例えば、佐賀に勤めておられる方が、その手続のためにわざわざ戻ってこなければいけないというような事例があるとすれば、佐賀でもコンビニの交付ができますということで、市民のいろんな働き方、いろんな条件の中で、市役所に来ないとできないということじゃなくて、手続がいろんな形でできますということを総称して「人にやさしい」という表現をされたというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

ちょっと御理解は難しかばってんが、そういうのは広報とかね、何でんやっぱり説明をして、優しい、行かない市役所、それは説明をして、やっぱり市民の皆さんに分かるようにせんばいかんと思います。室長、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

三ヶ島DX推進室長。

○DX推進室長（三ヶ島正和君）

お答えします。

「広報かしま」とか、ホームページ、てのひら市役所等を使いながら、そういったDXの推進に向けて、しっかりとした広報をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10、議案第50号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第50号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の25ページをお願いします。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものです。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に163,057千円を追加し、補正後の予算の総額を16,738,057千円とするものです。

2ページから5ページにつきましては今回補正の集計表となっています。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

Jアラート新型受信機導入事業の13,400千円を追加するものです。

7ページから8ページは今回補正の事項別明細書となっています。

9ページをお願いします。

ここから歳入の主なものを説明します。

14款2項1目、総務費国庫補助金は102,244千円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金などを計上しています。

10ページをお願いします。

15款2項2目．民生費県補助金は11,559千円で、保育所等給食費支援事業費補助金を計上しています。

12ページをお願いします。

17款1項1目．総務費寄附金は、個人様からのふるさと人材育成支援寄附金として150千円を計上しています。

同じく4目．教育費寄附金は、国際ソロプチミスト佐賀フレンズ様から、学校教育振興のための寄附金として100千円を計上しています。

13ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金を17,000千円増額しています。

14ページをお願いします。

20款5項6目．雑入は17,100千円で、コミュニティ助成事業助成金及び移住・定住・交流推進支援事業助成金を計上しています。

15ページをお願いします。

21款1項4目．消防債は、緊急防災・減災事業債を13,400千円計上しています。

16ページ以降の歳出につきましては別冊の議案説明資料で説明しますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の16ページから18ページは今回補正の増減比較表、19ページは歳入の概要で、先ほど補正予算書で説明しましたので省略いたします。

20ページをお願いします。

主な歳出の概要です。

ナンバー1のふるさと人材育成支援基金事業は、個人様からの御寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金積立金150千円を計上しています。

ナンバー2の移住推進事業は、外部人材とのコネクต์に強みを持つ企業と連携し、市と関わりたい外部人材の発掘や市民との交流を兼ねた企画を実施し、地域貢献や地域魅力の再発見につなげ、移住・定住人口を創出するための経費として、2,000千円を計上しています。

ナンバー3の公共交通リ・デザイン人材育成事業は、市公共交通データの集計、分析や、A I オンデマンド交通のシミュレーション、共創プラットフォームの運営などを実施することで、施策の評価ができる人材を育成し、持続可能な地域公共交通の検証を行う経費として、13,160千円を計上しています。

ナンバー4のコミュニティ助成事業は、コミュニティ助成事業の採択により、野畠区、鮎越区、馬渡区自主防災ネットへ交付金を交付するもので、4,100千円を計上しています。

ナンバー5のコンビニ交付サービス管理事業は、コンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料を減額し、市民の皆様の負担を軽減することにより、コンビニ交付の利用促進を図る経費として、946千円を計上しています。

ナンバー6の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業は、今年度の税情報により確定した本来の調整給付額と前年度の給付額を比較し、不足している方などに対し追加で給付を行う経費として、82,569千円を計上しています。

ナンバー7の障害者コミュニケーション支援事業は、鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例施行に伴う手話言語の理解及び普及啓発の経費として、467千円を計上しています。

ナンバー8の児童遊園管理事業は、コミュニティ助成事業助成金を活用し、中央児童遊園及び広瀬児童遊園へユニバーサルデザイン遊具を設置する経費として、10,230千円を計上しています。

21ページをお願いします。

ナンバー9の保育所等給食費支援事業は、物価高騰による子育て世帯の負担軽減のため、給食を提供する保育所、認定こども園の食材費等の高騰分に対して補助を行う経費として、21,996千円を計上しています。

ナンバー10の漁場環境改善対策事業は、ノリ養殖漁場において色落ちによる品質低下や生産枚数の低迷が続いていることから、栄養分豊富な河川水を取り込むための漁場環境改善に対する支援を行う経費として、1,800千円を計上しています。

ナンバー11の非常備消防事業は、コミュニティ助成事業助成金を活用し、消防団員用ヘッドライトを購入する経費として、1,000千円を計上しています。

ナンバー12の災害対策事業は、Jアラート最新機器への移行について、国からの要請により、今年度に前倒しで更新を行う経費として、13,464千円を計上しています。

ナンバー13の学校給食運営事業は、国際ソロプチミスト佐賀フレンズ様からの寄附を学校給食の食材購入に活用する経費として、100千円を計上しています。

なお、22ページには、今回補正の市債現在高の見込み調書を、23ページには積立基金の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

質問いたします。

予算の説明資料の19ページ、学校給食センター食材費寄附金ということで、国際ソロプチミスト佐賀フレンズ様から100千円の食材費をいただいたということで、寄附ということで掲載がっております。近年は食材が非常に高騰して、学校給食もいろんな影響が出ているというふうに思います。

そういった中で、先日、ガタリンピックが開催され、ちょうどガタリンピックの準備をし

ているときに、若い人たちがたくさんいらっちゃって、そのときにある保護者さんから言われたんですが、学校の給食は最近どうなんだろうということ御質問がありました。というのも、子供の給食で、小学校ではある日、御飯とみそ汁とシシヤモが1匹だったという話があったんですね。そこは小学校と中学校のお子さんがいらっしゃる御家庭で、中学校は御飯、みそ汁、シシヤモ2匹だったということで、その保護者さんは言われていました。

ここ二、三日、報道とかでも、学校給食のおかずが少ないとか、そういった報道もなされています。そういった中で、鹿島市の学校給食の献立については、教育総務課の所管だと思いますけど、どういうふうな話がなされ——献立ですね。おかず、シシヤモ1匹というのを聞いたときは、ああ、そがんですかということで、私も初めて聞いたことだったので驚いたんですけど、そういった状況はどういうふうに捉えているのかということをもっとお聞きします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

つい先日、昨日でしたか、今日でしたかね、福岡市のほうの学校給食のおかずのことについても報道がされていたところです。

学校給食については、給食センターのほうで栄養の先生、それから、調理をお願いしているシダックスさんのほうで作っていただいているわけですが、毎月の定例教育委員会的时候には、今月はどのようなメニューになりますよというような御報告もきちっと1日分ずつ受けております。

もしかしたら、ちょっと私もシシヤモが1匹だったとか2匹だったとかいう日のことを覚えているわけではないですけども、当然、子供たちの栄養のことを考えて学校給食のほうは作っていただいていますので、いつもそういう感じのおかずということはないというふうに思っているところです。

当然、おっしゃるように食材費が上がったことで学校給食のほうも、いろんな栄養の先生は工夫をしていただいて、少しお肉がお魚に変わったりとかいうようなことはあるかも分かりませんが、その辺については、担当課としては今のところ心配をしていないところでございます。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

担当課としては心配していないというふうなことだったですけど、献立は会議の中で、もしかしたら栄養士さんとかが決めているかもしれないけど、子供たちの成長のためには、学

校給食もですね、もちろん栄養素とかも次長がおっしゃるようになんか必要かもしれないけど、やっぱりそれなりの量も必要だと思います。

そういった中で、おかずが1品とか少ないような日にち、給食がたしか年間200日ぐらい提供されていると思います。そういった中で、おかずが少ない日とかを心配していないということでしたけど、そういったおかずが少ない日とかも、1品だけとかね、シシヤモ1匹とか、分からないですけど、唐揚げ1個とか、そういった日があることについては特段、教育委員会総務課としては気にしていないということですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

子供たちの学校給食のおかずが、例えば、そういうふうにメニューが少なかったりというのを心配しているということではなくて、一回一回の給食に対する子供たちの栄養については、栄養の先生も考えてメニューを作っていただいていますし、全国の伝統料理であるとか、子供たちのリクエストの食事であるとかいうところも考えて作っていただいておりますので、そういう意味では心配をしていないということでございます。

今お尋ねいただいているような内容については、給食センターのほうにも再度確認をして、どういう状況だったのかというのを正確に把握したいと思います。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

まずはそういった給食があるかどうかというのを把握してください。報道が出る前に、私、教育総務課に一回電話したんですよね、そういった問合せがあったけど、状況とかどうですかということで聞いてみました。まずは、全国的に報道があっていたら、鹿島市の状況も調べるというふうなことできちんと把握をしてください。そういった十分でバランスの取れた食事というのも教育の一環だというふうに私は考えていますので、やっぱりエネルギーとか、たんぱく質、ミネラルが不足している場合は、学校の学習の効果にも影響があると思います。

そういった意味で、おかずが少ない日だったりとか、そういったことももう少し、教育総務課としてもどういうふうに考えているのかとか、子供たちの教育の一環だと思いますので、把握をまずするところから始めるべきだと思います。そういった保護者の声というのは教育委員会のほうには届いていないんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

教育委員会のほうに直接、議員からお電話いただいたというようなお話は耳にしております。ほかの保護者さんからの御意見というのは、例えば、市長と語る会があったりしたときに、デザートが少なかったとか、最近、食材費が上がっているのか、どうなっているのかというお話をいただいたりとか、そういうお話をお聞きになった保護者の方から御寄附をいただいたりとかという部分はございます。

全体的にそういう日が多くなって、子供たちがとても心配しているとかというようなお話のところまでは聞いておりませんが、まれにそういうお話を聞くこともありますので、議員おっしゃるように、再度、給食センターのほうと確認をしながら、子供たちがおいしく給食を食べていただけるように努めたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

分かりました。まずはそういったことを把握してください。

文部科学省は学校給食摂取基準を令和 2 年に改正されており、年齢ごとに摂取すべき栄養量とかもきちんと改正がされたみたいです。そういったところも本当は詳しく次長が把握されていたら聞いてもよかったかもしれないけど、きちんとそういった内容を把握して、子供たちの健全な成長のために、そこら辺は改めて調べてください。これはまたお尋ねします。これは決算でもいいですけど、給食の内容についてお尋ねしますので、そのときにまたよろしくをお願いします。

ほかの自治体では地産地消の取組もですね、食育、もちろん鹿島市も行われていますけど、食材の活用とか食べ残しのことについても、議会で給食費のことになったら毎回議論があると思います。そういったものも含めて把握をしてほしいというふうに思います。

次、同じなんですけど、これは保育の分野になるんですけど、保育園の給食ですね。ここにも今回補正予算がついていますけど、保育園の食材費の高騰分とかについては、鹿島市、そして、保育園、認定こども園、どういうふうな協議をしながら子供たちの給食については提供がなされているのか、鹿島市としてどういう協議がなされているか、ここをまずお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

保育所の給食提供についてですけれども、それぞれ園のほうでの給食の考え方、方針等が異なりますけれども、各園ごとに特色を出して工夫して献立を作られております。

食材費として使われる費用というのも、当然、園によって異なってはくるわけですが、給食に係る材料費につきましては、一部保護者様に負担をしていただいております。

献立については、保育所のほうも栄養士さん、栄養素量とかエネルギー摂取量とかも保育所のほうも決まっておりますので、それに基づいて献立を作られているところです。この献立とかエネルギー摂取量も、県で指導、監査が年1回ありますので、そこでも定期的に園を決めて指導、監査をされているところです。

園での食事の風景といいますか、献立を基に園児のほうに提供される際にも、食事のマナーであったり、出されている食物のことであったり、食事を楽しんでいただけるように保育士さんのほうも指導されているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

分かりました。この給食というのは、やっぱり子供たちの成長には欠かせないもので、またきちんと実態を把握されてから、改めて議会で質問いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

ほかにございますか。2 番宮崎幸宏議員。

○2 番（宮崎幸宏君）

議案説明資料の20ページ、主な歳出補正ということで、ナンバー2、移住推進事業に2,000千円計上されています。こちらの具体的な目的と、それと想定し得る成果を分かりやすく説明願います。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えします。

まず、この移住に関する事業目的ですが、今回、人口減少や高齢化の中で、移住や関係人口の増加が求められておりますけれども、鹿島市への来訪者の大多数が観光目的の交流人口であるかと思っております。居住していなくても鹿島市に継続的な関わりを持っていただける関係人口としての人材の流入をつくり出せていないということや、そういった方々のコミュニティがないというのが本市の課題であると私たちのほうで考えておりますので、こういった市外の人材と地域の交流をつくり、広げていくことで、関係人口の増加を目指して取り組むものでございます。

この取組の効果ということでございますけれども、いずれも外部人材と地域との交流に

よって、参加者には鹿島市の魅力を発信していただくこととか、それから、鹿島市との継続的な関係性を構築することで関係人口を増やすことにつながるものと考えております。

また、このように鹿島市と接点を持った方の中から、将来的には地域おこし協力隊などの活躍できる人材の発掘にもつながるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2 番宮崎幸宏議員。

○2 番（宮崎幸宏君）

関連して質問なんですけれども、質問に当たって、定例記者会見の資料を、4 ページ、こちらに関して関係人口の創出と地域の活性化ということで、絵を用いて説明資料がついているんですけれども、この中で、株式会社SAGOJOが鹿島市と、関係人口、定住人口のところで立地されているんですけれども、これはまだ議決されていない中で、こちらのSAGOJOという受託会社が決定しているということでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

まず、SAGOJOさんということで決定をしているのかという御質問だと思います。

昨年11月に鹿島市と進出協定を締結した株式会社SAGOJOさんですけれども、今回のこの助成金を活用した人と仕事や地域貢献のマッチングによる関係人口を増やすという取組の企画提案がありまして、一般財団法人地域活性化センターへ市のほうから申請し、採択を受けたものでございます。

この助成金というのが、自治体会員コラボ企画助成事業として、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構、通称 J O I N といいますけれども、この J O I N に登録している企業と、それから、自治体会員の官民連携による移住・定住推進事業に取り組むものが対象となりますので、まず、申請段階でどの企業と鹿島市がコラボ企画として提出するのかというものがありますので、今回は申請段階で既にSAGOJOさんとのコラボということで申請をしたところでございます。

○議長（徳村博紀君）

2 番宮崎幸宏議員。

○2 番（宮崎幸宏君）

分かりました。通常、公共事業であれば、議案が議決されて事業化された後に、公正、経済性を伴った業者選定となりますので、ただ、今、事情があるということで先に受託者が決定しているということであれば、議会前の説明よりもっとさきにこういった事情の業者選定があるということであれば、できればそのときに丁寧に説明していただければ、まだちょっ

と理解しやすかったなと思いますので、ぜひ同様な事案があればよろしくお願いします。

それと同じように、議案説明の20ページに計上されています鹿島市公共交際・デザイン人材育成事業ということで13,160千円計上されているんですけど、これも同じように目的と、それと想定し得る成果をどのように考えているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

まず、公共交際・デザイン人材育成支援業務ということで、今回この事業に取り組むわけですが、これについては、まず今、多様な交通手段というのがあると思います。議会のほうでもいろいろ御意見をいただいたことがあるかと思いますが、こういった多様な手段をどういうふう鹿島市に適用させていくのかというのをこれまでもずっと検討していたかと思いますが、まず、検討するためには、いろいろなデータですとか、データを分析する人材ですとか、そういったものが必要になってくるかと思っています。

今回はこの事業を活用して、データの収集から、最終的にはこういったものの分析ができる人材を育成するというような、そういった効果を求めて行うものでございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

また質問なんですけれども、この記者会見資料の中の3ページ、鹿島市公共交際・デザインということで図を用いて説明されているんですけど、1から5ということで、今御説明があった人材育成を最終目的とされています。

従前より議会の地域交通まちづくり特別委員会のほうで、現行の公共交通については課題があるので、その辺の課題を検証して、今全国で言われている新しい交通サービス、M a a S、そのうちのA I活用型オンデマンドバス、また、ライドシェアの導入をぜひ検討してくれということで提唱していたところなんですけれども、これは1番、2番の公共交通の検証に基づいて、そういったM a a Sの導入まで持っていこうという考えはお持ちでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、M a a Sですとか、いろいろな多様な手段があるかと思っています。

今回、人材育成を目的とした事業に取り組むということになりますけれども、こういったデータを基にした講義ですとか、それからワークショップの中で、本市に適した公共交通手

段の手法がどういうものなのかという今後の方向性について、関係者に集まっていただいて合意形成を図ることになりますので、事業の結果、もしかしたら実証運行につながる可能性もあるかと思いますが、現段階ではまだ、この事業に取り組んで、例えば、来年度、再来年度これに移行しますというようなことではなく、まずはここについて、それが適しているかどうかを検証するような事業に取り組むものでございます。

○議長（徳村博紀君）

2 番宮崎幸宏議員。

○2 番（宮崎幸宏君）

ぜひ今の公共交通課題、人口減少、少子高齢化、もっと具体的に言えば、ドライバーの不足、あるいは、現行の鹿島の公共交通は非効率で運行されているところもありますので、早い段階でデータの検証ができれば、そういったM a a S の導入を具体的に、積極的に導入していくような方向性でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

議案説明資料の23ページ、最後ら辺ですね。

令和7年度一般会計積立基金の状況（補正第1号）の中で、14番、ふるさと納税基金、これの令和7年度積立、取崩しで505,920千円というところが計上をされております。これの使い道については、その右側に書いてあります。産業振興とか福祉・保健、都市基盤等々ありまして、市長におまかせがありまして、企業版、10項目ほどありますが、ちょっとここでポイント的に言いたいのは、これは一般会計であります。水道事業会計にも柔軟な対応をしていただきたい。というのは、水道事業会計は独立採算ということは分かっています。いわゆる上水道の加入者の給水量の収入に応じて運営を図っていくというふうな独立採算的なものがあります。そして、鹿島市の水道は、その上水道と簡易水道組合、これは上水道ができていないところですね、簡易水道と小規模、これは22組合ぐらいがあります。これは、いわゆる任意でそこら辺の集落でつくった、地域でつくったような組合でございます。そして、そのほかに組合もつくっていない五、六人の世帯で水を引いて、それを利用している、そういった鹿島市の水道の事情があります。

そういう中で、今現状を申し上げますと、山間部というか、というよりも海拔がそうでもないこの鹿島市の上用水の計画地ですね。なので、あまり高くない地域です。計画地であります。10年ぐらい前にそういった計画があっています。

そして、そこは一番、組合に入っておられない五、六人の方ですね、五、六世帯。そういった世帯は山から水を引いて、そして、水を五、六世帯でやっておられますけど、こういった大雨の時期、雨が降る時期であったりそういったことをすれば、水源地が石が転がっ

たりして、泥水が朝出ると。これは、そこの奥さんに聞きますと、朝一番気にかかるのは水道の水であると。一番どきどきしていると。それを開けると、そして泥水が出れば、米も洗えないと、そういうふうな状態のところがあります。そういったところは、補助をしようと思えば、どこから補助が出るかという、水道事業会計からではほとんど無理です。というのは、先ほど言ったように加入者が水道料を納めて運用されていると、関係ないところからお金をもらうということはちょっと、それは無理だろうと。ということであれば、一般会計からお願いするしかありません。

そういった中で、このふるさと納税というのは、納税義務者であるかどうか分かりませんが、要は鹿島にふるさと納税という名称のことをすれば、それは寄附金であります、寄附金。鹿島市の決算書を見ても、要は寄附金というところで載っております。

それで、このふるさと納税、通称ふるさと納税の資金は、いわゆる鹿島市のために使ってくださいというようなことで来ているわけですから、一般会計のみに重点を置くのではなくて、水道、そういったほかの会計にも置くべきだと思いますが、ふるさと納税の資金の使い方について、どう思っておられるか、お答えをお願いします。

水道課長とはいつも話をしておりますが、そういった財政事情でございますので、財政課長が、ふるさと納税が一般会計であるか、そういったところをお聞きしたい。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の笠継議員のお話というのは、ちょっと分けて整理する必要があると思うんですけど、多分、水道事業、もともとの公営企業でやっている水道事業というのは公営企業なので、そこに一般会計から投入するというのは、独立して、独立採算の中でやっていくので、そこは基本的にやっていないという状況です。そこに公費を投入しろという話があるというのは承知しておりますけど、そこは公営企業の独立採算の中でやっていくものと考えております。

多分、笠継議員のおっしゃったような簡易水道に対する補助だと思いますけど、その簡易水道に対する補助というのにふるさと納税の寄附金を使ってやってはどうかという話なんだろうけど、そこはまず、簡易水道に対しては今、市のほうからも補助をやっていることになると思います。水道事業とか、そういうところに対する補助をするかどうかというのは、市としてどう判断するかということになるかだと思います。ふるさと納税を充てろというわけじゃなくて、その前に市として必要な部分は、補助するべきは今も補助していますし、その中でやっていくことだと思います。

ふるさと納税は財源として一旦市のほうに入りますけど、その中で、いろんな産業分野あるとか教育分野、あとは市長におまかせという、それぞれ必要な事業に対して財源として使っている形になりますので、まず、そういった簡易水道に補助をするかどうかというのは、

その必要性のところから議論していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございました。今のお答えは、いわゆる水道事業会計は公営事業であるという
ようなところで独立したものであると。ふるさと納税の、いわゆる鹿島市でどうぞお使いい
くくださいと、特定されたものもありますけど、そういった資金、実質寄附金ですね、このこと
について、要は水道事業会計は独立していても鹿島市でやっているわけです。今の副市長の
お答えとしては、考えてもいいということですよ。——ああ、そうですか。

それは、ふるさと納税の寄附金はじゃなくて、全体的なものと先ほどおっしゃいましたが、
ふるさと納税の寄附金というのは、鹿島市でどうぞお使いくださいとって来ているわけ
ですから、それは一般会計にしろ、水道事業会計にしろ、鹿島市の市民が要はそこを利用して
いるわけですから、その寄附金を、そういうふうな広い柔軟性を持って使えるか、使って
はいけないという決まりがあるのか、そこら辺ははっきりしていただきたい。

そして、使ってはいけないということであればちょっと考えにやいかんですけど、全国の
市を選んで、鹿島市を選んで寄附していただいている方のお金ですから、それはここでは
っきりしなければ、きちんと国に聞いてください。

そして、鹿島市は一人も取り残さないということで、そういった行政をやっておられます
から、やはり五、六人で、組合にも入っていない——組合は任意です、先ほど言いましたよ
うに。地域ですから。その地域で入っておられる簡易水道とか小規模については、井戸を
掘ったら補助がありますよというようなことを聞いていますが、何も入っておられない方
については何もないという現状でありますから、そこら辺はちゃんと配慮をしていただきたい。
どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、ふるさと納税という話がありました。そしてもう一つが、水道のいろんな事業、上水
道もあるし、簡易水道もある、もっと簡易なものもあるということで、ふるさと納税という
目的自体が、目的に沿って使ってくださいという寄附者の意向もありますし、さっき言った
市長におまかせコースというのは、いろんなのに使えますということがあると思います。

ただ、私はその水道に関して、そこに使ったらどうかというんじゃなくて、まず、一般会
計の中で、今おっしゃったような簡易水道の皆さん方が、例えば、機器の更新であったり不
具合が生じたというようなことに対しては、その全体的な一般会計の中でどうしていくの

かというのがまず基本的に考えることだと思います。

ふるさと納税のいろんな使い分けについては、財政も含めて、いろんな形で予算を組むときに、じゃ、このふるさと納税のここを充ててやっていきましょうとか、充てる項目がなかったら市長におまかせコースを使いましょうとか、そういうふうないろんな仕分をしておりますけど、できないということじゃないんですけど、やっぱり通常の管理運営については、一般会計でどうしていましょうというのが基本的な考え方としてやっていくというのが当然だというふうに思います。

今おっしゃったように、上水道だけじゃなくて、いろんな状況の中で、今、世帯が減って、簡易水道を運用していく、管理していくのも大変な状況ですとか、いろんな声があるというふうに思います。そこについては我々も丁寧に対応していかなければいけないと思っていますので、それぞれの組合の皆さん方と話しながらやっていくというスタンスを取りたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。ふるさと納税寄附金に限らず、やはりこういった水道事業、独立している公営事業に限らず、市民が困っていると。これは去年から今年に入ってからでした。その地域は2つぐらい組合があって、そして、もう一つが組合にも何も入っていないというところで、要は組合のほうは井戸で、ちょうど正月に水が切れたと。そしたら、今は時間的に水道の、出す時間と出さない時間とか、そういったものをもって対応していると。そして、我々は何もなくて安心して水を飲んでいるが、そういった地域があるということを考えていただいて、先ほど市長が言われた、ふるさと納税以外に、別の会計、そういったものでもやはり声を聞いていただいて、ここはちょっと補助せないかなというところは対応していただきたい。せんでよかところはせんでよかです。

ただ、ここは私が見ていても、上水計画地域、はっきり言いますと、大木庭浄水場を造るよというところで印鑑まで持っていった。それで10年ほど何もないということで、山から水を引いているということで、先ほど言ったように奥さんは、朝、水を見るのが1番というようなところがありますので、そういったところをきちんと——これは課長にもいろいろずっと説明していますが、課長も山まで登ったりして見ていただいております。そういったところで、その予算関係がきちんとすれば助けられるかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。

2時5分から再開します。

午後1時56分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありますか。7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

7番議員、樋口作二です。説明資料の21ページ、1点だけお尋ねをいたします。

漁場環境改善対策事業についてです。今日の佐賀新聞にもありましたが、諫早湾の開門を、何か上の水だけ流すような仕組みを国がつくるというふうなことで、いろんなところで有明海の環境改善については考えられているのかと思いますけれども、なかなか改善しない状況ですけど、ここに1,800千円の予算で、栄養分豊富な河川水を取り込むための漁場環境改善に対する支援ということで、具体的にどういうことをなされるのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今回、この漁場環境改善対策事業といたしましては、河川、例えば、塩田川であったりとか、浜川であったりとか、鹿島川、そういったところの河川からの栄養塩をノリ漁場に取り込むために、陸地に近い漁場周辺で貝桁とかローラーを使った海底耕うんを行うように考えています。

これにつきましては、昨年度、令和6年度について、ノリの養殖時期のときに県営ダムとか、ため池とか、そういったところの放流水を河川のほうへ放流してもらってから、それをノリの漁場のほうに取り込んだ結果、秋芽のときには結構いい結果が出たというのを踏まえて、そういったことから今回、漁場環境改善対策事業といたしまして海底耕うん等の作業の実施を行うように補正予算で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

確認ですけれども、川の両岸というか、河口というか、そういったところを海底耕うんするんじゃないくて、海の中を海底耕うんするということによろしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

海底耕うんする場所として考えておるところは、陸地に近い漁場周辺のところになってまいります。なので、鹿島地区でいきますと塩田川のみお筋の近くであったりとか、あと、浜地区におきましては浜川のみお筋の浜地区漁場の付近であったりとか、あと、七浦地区につきましては七浦干拓地の先のほうであったりとか、その辺を考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7 番樋口作二議員。

○7 番（樋口作二君）

事業に対して効果があるというふうなことでなされているので、反対とかではないんですけれども、海底耕うんも随分やっておられますけれども、なかなか目立った効果というのは上がらないんじゃないかなと思います。

一昨日ですか、チームかしたらで、多良岳から海までの環境ということで、市長もお見えて協議会がありました。また、昨日は環境未来都市特別委員会で有明海の環境を改善するためにはどうしたらいいかというふうな学習をしたところです。いずれも、やっぱり森から川から取り組まないと有明海自体はよくならないんだというふうなことが結論だったかなと思います。いろんな生き物がいて、そして、環境をつくって行って、それだからこそ有明海が豊かな海だと言われていたんだというふうなことの学習でした。

漁場環境と言いながらも、ノリのスポットにだけ焦点を当てるのではなくて、やっぱり有明海の環境全体というか、森から川からよくしていくんだという視点を持って、ぜひそちらのほうにも予算をつけていかないと、単にと言ったらおかしいですけど、有明海の中だけを何とかするといってもなかなかよくならないんじゃないかなというふうに思いましたので発言をしているところですけど、市長、コメントをいただけたらありがたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

有明海再生について、今日の報道でも諫干のフラップゲートで放水をすると。1 日に 2 回、潮の満ち引きがありますよね。それで自然に流れていくというやり方は、今まで従来の一遍に開けて流すというやり方よりも、かなり環境にはいいんじゃないかなという気はしています。

さっきおっしゃった海底耕うんについても、今いろいろ模索していきまして、漁業者がぜひやりたいという思いの中で今度は海底耕うんということですけど、場所については先ほど課

長が言いましたように、なるべく上の漁場から改善していきたいという思いの中で場所の選定をされたと思います。議員もよく知っておられるとおり、海にはいろんな環境のサイクルがあって、例えば、ベントスがおって、それを食べるゴカイがおったりとか、そして、それを貝が食べて、魚がいて、その上にノリとかいろんなものがうまく循環できているというのが一番いい条件ですけど、今、貝がいなくなったというので、やっぱり海底の浄化がうまくできていないということになっていると思います。この前の話の中でも、フルボ酸鉄とって、もともと山の腐葉土の中にあったものが海に流れていって、それが海のいろんな環境をよくしているというような話も伺いましたので、ぜひそういうことも含めて総体的に環境を変えていく、そういう取組にしなければいけないと思います。

今おっしゃったように、今年こうしたから来年よくなるという形にはならないと思いますが、やっぱり継続的に海況を変えるための取組というのはやっていかなければいけないという思いでおりますので、よろしくお願いいたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかにございますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。今、樋口議員がおっしゃったのと同じような意見になるとと思いますが、今回1,800千円を使って海底耕うんなどしてということでおっしゃいましたが、結論を言うと、私はこれで本当に、目先がちょっとだけ変わるかも分かりませんが、解決できないと思うんです。

なぜかといいますと、これまでも何遍海底耕うんにお金をかけてきましたか。いろんなものにお金をかけてきたと思うんですよ。でも、全体的に有明海の環境を変えていくためには、やっぱり福岡高裁が決定したように開門をして、ちゃんと調査をして、そして、有明海を再生させるということに取り組んでいかないと、どれだけお金をかけても、今までで分かっているんじゃないですかね、私はそう思いますよ。初めて海底耕うんという形が出たとき、私、竹崎の漁民の人と話したことがあります、こればして何のでくっとかいと、せろてやけん行きはすっぱってんということで、いろんな人が御苦労なさいました。今までも本当、1,800千円と言わんだけのお金がかかっていると思います。そういうためにお金が幾らかかったかということです。

さっきもありましたが、今日、佐賀新聞に載りましたね。あそこ、何面かな。私は今日も竹崎の漁民の方にすぐ電話して聞いたんですよ。あれはね、本当に解決にならんと。やっぱり開けてもらって、そして調査をして、ちゃんとしないと、全体的に有明海が再生することは無理だと。その原因をぴしゃっとすることしか私たちは信用できないとおっしゃるんですよ、あれだけお金をかけてやるというニュースがありましたかね。

それで、私はやっぱりそういうことをされているから目先だけでいいということじゃなくて、開門をということで、鹿島市は漁業のまちとしてもやっていかんといかんわけですから、市として国に対して開門をせろと、そして、本当に有明海を再生させろという要求をもっと強く出していかなくてはいけないと思いますが、市長、いかがでしょうかね。一緒に大分開門も行きましたよね、諫干の前もね。あのときのことを思い出してやっていかないと、本当にアカガイさえ食べられないと。いつか行ったらよそのアカガイが来ていましたけど、そういうふうじゃ本当に私たちの食も守れないし、漁業をする人たちの生活も守れないというのが今の実情です。せつかくこれだけのお金をかけてもらっておりますが、その前にやるべきことが私はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今おっしゃったように、諫干のいろんな訴訟問題、ずっと長い間ありました。議員おっしゃるように、私も漁業者のときにはあそこを開門せろという立場の中で動いてきたんですけど、今、国の判断であつたりとか、裁判所の判断であつたりとか、そういういろんな中で動いています。我々も思いは同じですけど、漁業者がそういう判断をされたというのも一つ尊重しなければならないという立場に今あります。だから、そういうことで、今できることは何なのかということを私たちも考えて、今回1,800千円ですけど、そういう形を取らせています。

あと、国のほうでいろんな手だてを打っておられます。おっしゃるように、それが本当に効果があるのかというのはやってみなければ分からないことですけど、いろんな手だてを尽くしてやっていくというのが大事だと思います。さっき樋口議員の話もあつたように、山の広葉樹があつて、落ち葉が落ちて、それが海に流れていってというのを、そういういい循環ができていたのが壊れたと。その一つの原因が今おっしゃったような諫干ではないかということで言われていますので、そういうことも含めて、有明海の再生について多面的な形で解決の方策を探っていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

毎回毎回莫大な金をかけて、それをするのでどうなる、少しでもという、それも大事だと思いますが、やっぱり開門をして、根本的な調査をして、それに対して対応して、完全な改善をするということが私は今急がれると思うんですよ。

だから、何回も同じことを申しますが、市として国にももっと要求を強めてもらいたいと思いますし、私もまた8月の末には農水省に行つて有明海の問題も訴えてきたいと思います

が、本当に私がそこに行って皆さんに訴えても、職員の人たちが、あんたたちはほんなこと
有明海のことを知っとるねと、私、この前は出張旅費ばもろうて見に来んしゃいと、そこま
で言わざるを得んような対応なんですよね。だから、じゃんじゃん皆さんの声を上げて、本
当の改善を迫っていくことが鹿島市の経済を守ることにもなりますし、漁民の暮らしを守る、
それから、私たち地域の食を守ることにもなると思いますので、ぜひよろしく願いをして、
質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありますか。4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

4 番の中村です。20ページの児童遊園管理事業、先ほども高本課長に聞きましたけれども、
2 年ぐらい前に母ヶ浦児童遊園の遊具について私質問いたしました。母ヶ浦の子供たちから
要望というか、受けて、私たちを差別しているんですかとそのとき言われました。まちの中
は遊具がきれいに整っていますけれども、そこは確かに撤去されて、何にも遊具がないよう
な状態ですね。

そこで、今話を聞いたら、ブランコだけはきれいにしましたと。確かにブランコはきれい
になっていました。しかし、私が質問したのは、撤去した遊具をあと 1 回つけてくださいと、
設置してくださいという要望だったと思います。そのときの質問の内容はそこにはないですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

令和 5 年 6 月議会で母ヶ浦児童遊園のお話をいただきました。その際には、母ヶ浦の遊具
の状況と、その年の 1 月にアンケート調査をされた結果についてお尋ねがありまして、その
ときは母ヶ浦児童遊園に今何も使用可能な遊具がないということで、どうにか子供たちに遊
んでいただくように整備をお願いしますという御質問でした。

そのときの回答としましては、5 年度内には修理とか撤去——撤去は既に令和 4 年度にし
ておりまして、ブランコだけが残っておりまして。5 年度は修理がちょっとできませんで
したので、6 年度の早い時期に修理をさせていただいたという経過がございます。（「撤去し
た遊具は」と呼ぶ者あり）撤去した遊具の後の新設するか広場として残すかというお話につ
いては、その当時は遊具を撤去するという計画が市全体で、母ヶ浦の児童遊園だけではなく
て、ほかにもたくさんございましたので、撤去を優先させていただきたいということで、更
新とか新設のお話は撤去が済んでからというお話で回答をしておりました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

としておりましたので、それを、希望を聞いてくださいという流れですよ。

あの土地が結局市の土地じゃなかったということで、区と話をせんばいかんということでしていましたけれども、それこそ2月やったかな、また電話がかかってきまして、いつできるとですかと。そしたら、分かりましたと、担当の方に聞いたら、新年度になったらお話を聞きますというような話でした。だから、新年度になってのその経過を聞きたいんですけど、全然話は進んでいないということですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お話は受けておりますけれども、ブランコを修繕するということは地元の区長様にお話をしております。修繕が終わりましてということもお話をしております。あと、新設の遊具につきましては、先ほど議員のほうからもありましたコミュニティ助成事業を使う、ほかの助成金を使うとすれば、土地とかが市の所有ではないので、区からの申請書の提出が必要になるということもお話をしているところなので、もし新設ということであれば、そういうお話をしなければいけません。今年度、担当はそういう考えは持っておりますけれども、地元の区長さんと実際にお話ししたということは今現在ではございません。

令和5年1月に全児童遊園について調査をしておりますけれども、それからまた日にちもたっておりますし、今のところ、まだ更新する遊具とかが残っておりますので、5年度、6年度、7年度の3か年かけて撤去工事を済ませた後に、市全体の計画、広場として残すのか、新しい遊具をつけるのかというのは、ある特定の地区だけを見て進めるわけにもいきませんので、撤去工事が全て済んで、中央児童遊園の整備もまだ樹木伐採とかもありますので、そちらのほうで済んでから、今年度から全体の計画としてまた新たに考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私は御理解しましたけれども、その地区の人にお話をさせていただいて、要望を聞いてください。土地が違ったから、なかなか難しいところがあると思いますけど。

もう一つは、私の家の近所が二本松通り児童遊園ですよ。あそこに遊具のかわいかとがついとおつです。たしかあれは1,000千円ぐらいずっとですかね。本当にかわいかとばってん、あんまり小さかけんが、なかなか小学校低学年とかは遊ぶのが難しかですよ。もう設置されとつけんどがんもされんとばってん、ほかのところにも設置される場合はもう少し

大きい遊具というか、前の遊具と比べたら全然小さかいですよね、二本松通りもですね。

だから、今子供さんたちが遊んでいるのをあまり見ませんけれども、あれの規格は決まっているんですか。規格は、小学校低学年が遊ぶとか幼稚園生が遊ぶ、いろいろあつですね。その設置する場合の基準というのがあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えします。

遊具の規格というのは、幼児用、小学生用とか、年齢に応じた基準とかはあります。それによって遊具の形であったりというのもあります。

ただ、設置基準というのもありまして、遊具の周りに、例えば、30センチ、1メートルか、安全領域というのを定めなければいけないという決まりもございます。例えば、滑り台を滑った後に滑り過ぎて砂場とかにはみ出たときに、ほかの遊具で遊んでいた子供がぶつかったりしないように安全領域を確保するというのがありますので、児童遊園の面積の大きさと個別の遊具の大きさにもよりますが、安全領域を含めた遊具の設置、幾らか設置するとしたら安全領域を取れるかどうかというのも一つ、遊具を決める上でそこは頭に入れて遊具を決めなければいけないというところが規格基準としてはあるということです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それは分かりますけれども、やっぱり遊んでいる子供さんの年代というのがあつですね。小さい子供さんがいたり、小学校低学年とかですよ。二本松通りの児童遊園は小学生ぐらいですよ、あまり小さい子供さんはおりません。設置してもらって本当によかと思うですよ、かわいく、色がよかしですね。ただ、あまりに小さかけん、なかなか子供さんたちが遊んでいるのを見たことがありません。もう設置してありますから、そこを撤去してくださいとかそういう話じゃなくて、これから先、ほかのところも整備するわけでしょう。その場合はそういうふうなことをいろいろしんしゃくしながら子供たちの遊具というのは設置を考えていただきたいと思います。それはどうですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

今回補正に上げております中央児童遊園とか広瀬児童遊園にも遊具を設置する際には、一応幼児用がいいとか、いろいろ考えながら、利用している子供たちの様子とかを聞きながら

話をして決めているところでもありますけれども、よく利用されている方、子供さんとか地元のお話を聞きながら、どういうものがあるか、今後は設置の検討をしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかにございますか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番、福井正でございます。1点だけ質問いたします。

19ページの緊急防災・減災事業債というのがございまして、Jアラートの新型受信機導入というふうになっていますが、新規ということは、今、私の認識では各家庭に多分受信機がついていると思うんですね。それとどういうふうに違うのか、まず教えてください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、Jアラートとはどういうものかというところから説明したいと思います。

Jアラートは、国が発信する緊急情報を人工衛星や通信回路を通じて瞬時に全国の自治体に伝達するシステムとなっております。導入の目的なんですけれども、弾道ミサイル情報とか緊急地震速報、津波警報など、人命に関わる情報をできるだけ早く確実に広く国民に伝えることとなっております。

国から自治体のほうに情報が来るわけなんですけれども、それを受けるのがJアラートの受信機になります。その受信機とはまた別に、防災行政無線の機械があります。その受信機と防災行政無線が連動をしていると。国から来た情報を防災行政無線につなげて、そして、屋外のスピーカーとか各家庭の屋内通信機、そこに自動的につないで情報をお伝えするということとなっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の説明を聞いていますと、私たちの家庭に設置されている機器とは全然違う目的、内容だということになりますけど、それでいいんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

今回更新するのは、国から送られてきたＪアラートの受信機だけです。あとの部分はそのままということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ちょっと今の説明を聞いても分からんやっただですけど、じゃ、今、我々の家庭についている受信機とはまるっきり違うタイプの受信機だということなんですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

すみません、今回更新するのは市役所にある機械だけになります。各家庭の部分はそのままになります。

平成30年度にＪアラートの受信機、市役所にある分ですけれども、それが今回古くなったというのと、あと、令和８年度から気象情報が新しいシステムで国のほうから伝達されてきますので、受け手側の受信機もそれに適応するものに替えるということで、今回新しいものに変更するということです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の説明を聞いていますと、各家庭とは関係ない話でありますよね。要するに屋外設置型の防災行政無線だけの話になってくるんでしょう。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

Ｊアラートというのは、国から送られてきた情報を受ける受信機のことです。公民館とかにある屋外スピーカーとか各家庭にある屋内受信機、それは防災行政無線ということになります。ですので、スピーカーと屋内のやつが防災行政無線で、その基になるのがＪアラートということで、その２つがつながっているということになります。

今回替えるのは防災行政無線、市役所にある機械の分だけになります。（「Ｊアラート」と呼ぶ者あり）すみません、Ｊアラートです。Ｊアラートの機械だけを変更するということになります。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこまでは分かりました、Jアラートだけを替えると。

それで、これはどういうふうに役立つんでしょう。屋外に設置してあって、例えば、災害事態、大雨が降ったりとか、台風のときなんか外に設置してある……（発言する者あり）家の中まで聞こえるね。今の説明は屋外型の説明じゃなかったんですか。屋内にも——我々の受信機は違うんでしょう。（発言する者あり）一緒なの。もう一回そこを説明してくださいよ。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

国から緊急情報が各自治体に送られてきます。それを受けるのがJアラートの受信機になります。今回、そのJアラートの受信機を交換するということになります。そこでJアラートは終わりなんですけれども、その後が防災行政無線になります。防災行政無線が屋外スピーカーと各家庭の屋内の受信機になります。ですので、国から来て、Jアラート受信機を通じてスピーカーとか各家庭に送られているという、そういう流れになります。（「連動しておるんですかね」と呼ぶ者あり）連動しているということです。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

何となく分かったような気がしますけど、だけど、要するに周波数が違うと思うんですよ。国から来る情報と、それから、こちらが受けた分を各家庭のほうに流す周波数が違うんじゃないですか。きれいに流れていくんですか、それが。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

Jアラート受信機と防災行政無線機は、それぞれ異なる機能を持つ独立した機器になります。国から送られてくる情報はJアラート受信機でしか受信できません。周波数とかなんとかではなくて、Jアラート受信機だけになります。そのJアラート受信機を通して防災行政無線につなげていくという、連動しているということになります。（発言する者あり）そういうことです。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

何となく分かりました。だけど、まだちょっとよく分かっていないんですよ。というのは、国からJアラートに情報が来ますよね。その情報を、じゃ、各家庭にどうやって流すんですか。周波数が違うわけですよ。違うのを真っすぐ流しても家庭の受信機が受け取ることはできないでしょう。だから、変換しなきゃいけませんよね、そこで。そこら辺のことを説明してもらわないと、結局我々のところでは聞くことができないということになるんじゃないかな。そこを説明してください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

国から送られてきた情報がJアラート受信機に来て、それが自動的に各家庭とかスピーカーに送られているということになっております。ですので、人の手が要るということではなくて、自動的に情報を音声にして市民の方にお伝えできるというのがJアラートと防災行政無線の連動ということになります。

以上です。（「やっと分かりました。これで質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかにありますか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくお願いします。Jアラートが続きます。

13,500千円程度かかるというところで、国からの要請によって前倒しして更新することなんですけれども、全国的に1,740ぐらい自治体はあったと思うので、単純に235億円ぐらいの金が一遍に全国で要るのかなと思って聞いておりました。

それで、新たに更新する、前倒しする理由として、気象情報のシステムが変わるからということで説明があったと思います。その辺を聞いたかったんですけど、先ほど答えられたので、それはそれでよろしいと思います。

1つ聞きたいのが、今年1月29日にアラート受信機が故障したということで、てのひら市役所で確認しておりましたら、29日に故障しましたとあって、2月4日に復旧しましたというようなことがあったんです。こういう故障とかがあちこちであって、これが替わったのかなぐらい最初は思っていたんですよ。その辺り、この故障の原因とか、故障したのが判明するまでにどれぐらい、何日前から故障したとか分かるのかどうか、どうなんですかね。アラートの関係でちょっと聞きたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

国のほうから故障していないかどうかと自動的にチェックが入っております。故障して情報がうまくつながっていないというのは、1日ぐらいですぐ分かるようになっております。今回、システムの更新をするようなタイミングでそういう指摘があったので、おかしい、ちょっと不具合があるということで、保守業者、あるいはメーカーに来ていただいて調査をしていただいて、基板の不具合があったということで、すぐに修理を行っていただいております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

1月29日で2月4日ですから1週間弱ぐらい、6日間ぐらいかかるとのわけですね。その間に、個人的に登録している方にはスマホにどんどん連絡、情報がもしものときは来るようになっているんですけども、やっぱり1週間近く空いておったというのは非常に怖いなと思ったので、故障が分かって、1日ぐらいで大体国がチェックして連絡が来るということだったんですけど、それでも1週間ぐらいかかっているなと思って聞いておったので、その辺は早くできないのかなと思っています。

全国的に故障しておったかどうかはちょっとここでは分からないということです。国は把握しとつかもしれんですね。そういうこともあって機種変更を早めにとっているのもしれんし、その辺は定かじゃないんですけど、分かりました。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。よろしくお願いします。

今までも何人かの議員の方に質問していただきました。その中で、ちょっと重複するところもあるんですけど、まず、農水のほうの漁場環境改善対策事業1,800千円、海底耕うんということですが、確認を取りたいんですけど、この予算でできることといたら、漁業者の方が鋤簾で海底耕うんをするということではよろしいですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今回の漁場環境改善対策事業につきましては、漁業者の方のほうで海底耕うんを行う時期であったりとか、あと、少人数での実施方法などいろんなところを検討されて、漁業者のほうで実施をされるようになっているところです。予算規模については、約80隻の海底耕うんの作業を考えて、実際に海底耕うんを行われるように計画をされているところでございます。

以上です。（「180隻」と呼ぶ者あり）80隻ですね。

以上でございます。延べ80隻です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

多分、鋤簾でやるんだろうとは思っていました。前も漁業者の方が自主的に自分たちでできることはやってみようということでやられていましたから、80隻というよりも、これを年に何回やるのかと。結局、ノリの種つけというか、そこの辺りが始まる前と考えると、8月まで、7月、8月ぐらいにこれをやっていくのかというふうになるんですけど、回数的にはどのくらい——鹿島の漁業者、北鹿島、鹿島、浜、七浦、ここの辺りの漁業者が総出でやるんでしょうけど、回数的にはどういうふうになっていますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今回の補正予算で上げている分につきましては、80隻ということで80回を計画されているところでございます。また、それ以外にも鹿島市の水産多面事業、今度、繰越事業のところでも御説明いたしましたけれども、水産多面事業として鹿島市環境生態系保全活動のほうでも海底耕うんをされるようになっていきます。ただ、これはすみません、何回ほどかというのは把握していないんですけれども、そういったところで海底耕うんをされるようになっていきます。今回の補正につきましては、大体80回ほど計画をされているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

回数的に80回とえらい多いような感じもするんですけど、予算が1,800千円の中に漁業者の日当が入っているんですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今回の予算につきましては、漁協さんとの協定単価のほうで、船の用船料の単価のほうで積算をいたしております。1回当たり22千円というふうになっておりまして、その中には人件費であったり、その辺も入っているところでございます。実際、その分の22千円という補助を出すことで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

多分そうだろうと思っていました。漁協さんとの協定ですね。これを全て外部というか、ほかのところに委託した場合はこの金額ではできないですもんね、1,800千円ぐらいでは。だから、自分たちの庭みたいなところ、海をよくするために漁業者の方たちが頑張ってやれるということなので、少しでも効果が出ればいいかなと思っています。

先ほど市長にも直接聞かれたりしていたんですけど、私、非常に気になるのが、結局アゲマキなんか韓国のほうから今輸入していますよね。スーパーなんかに置いてありますよね。韓国に訪問した際、高興郡であったりとか、同じような干潟がありますよね。こっちのほうでは水質というか、海況がやっぱりよくないから、二枚貝というものができないだろうとは思うんですよ。ところが、韓国ではそういうふうなものができる。同じようにムツゴロウもいっぱいいますね、向こうは。

そう考えると、韓国と日本とそこの辺りを比較して、何で韓国では二枚貝が取れて、こっちの有明海では取れないのかとか、そういうふうなのを水産庁とかに市長として問いかけていくべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

アゲマキの話が出ました。以前、私もまだ漁業をやっていたときに、韓国のほうからアゲマキを日本に輸入して、塩田川の下流とか浜川の下流に放流して養殖を試みたことがあります。一定程度は生きて、それから種子というか、子供をはじいて稚貝ができるまで、そういうサイクルができるまではかなわなかったんですね。ただ、生息はしたんですけど、そこがうまくいかなかったということで、韓国の海の状況、潟の状況と日本の潟の状況が確かに今は違っていると思います。アゲマキというのは、50センチか60センチの穴を掘って、そこを上下しながら大きくなっていくということで、その間を上から来た水が循環をする。そうすると、これだけの干潟が浄化をされていくんですね。そういうのがずっと以前あったのが、皆さん御承知のように、川の本当に近くから海までアゲマキがいたんですね。それができて

いた。もう一つは、アカガイもいなくなりました。アカガイがいなくなったということで、プランクトンを捕食する貝がいなくなったので、環境的に言えば、じわじわじわっと悪くなってきたのが、貝が少なくなったことである程度急速に有明海の底質の環境が悪くなってきたなということが、今言えばこのノリの色落ち被害とかいろんなものに関係してくるというふうに思っています。

だから、おっしゃったように、韓国の状況と日本の状況は変わるとおっしゃったというふうに思いますので、あくまで我々が東京に行くときに要望するのは、有明海の再生といって干潟のことも含めて——ノリだけじゃないんですね、カニがいなくなった、貝もいなくなった。こういう状況を踏まえた上で、どういう改善ができるのかということを我々も要望していますので、そこはおっしゃったように韓国との違いというのもし頭に置いて、向こうの状況と比較して、じゃ、どういう対策が取れるのかというのを我々も少し頭に置いて、向こうのほうに要望していきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。直接市長に質問して良かったです。

市長がおっしゃるように、アゲマキなんか、私も小学校のときには同級生と浜のところ、少し中に入ったらすぐ取れていましたよね。おっしゃるとおりに、50センチぐらい真っすぐ下に。そう考えると、海底耕うんを鋤簾でやるのもいいとは思いますが、もっと大規模に海の中をかき回さないと、やっぱりならないと思いますよね。それをするには大船やら用意して、相当な、億のお金はやっぱりかかるでしょう。それも年に1回ぐらいじゃなくて、年に何回かを何年か続けるとか、そうしない限りはならないでしょう。そっちのほうがいいのか、それとも今日の新聞にも載っていたように、ああいうふうに諫早湾の一時的な開放をして少し循環させていくのがいいのか、そこの辺りは、これからも市長には東京のほうに行かれたときにはしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

次に行きます。

先ほどからあっています緊急防災・減災事業、これの中でJアラートは分かりました。

もう一つ、非常備消防費ということで、消防団の皆さんにでしょう、ヘッドライト190個。総務常任委員協議会のときに私がお聞きしたら、単価が1個4,900円というものを190個、これを消防団の皆さんにお渡しすると。もちろん夜間の消防活動であったり、そうなんでしょう、この機能性というのをちょっとお聞きしたいと思います。重さであったり、LEDなのか、その明るさの度合い、これは広角機能なのか、そこの辺りを、多分資料はあると思いますので、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

ヘッドライトにつきましては、まず、ヘッドライト部分とベルトの部分に分かれております。明るさですけれども、430ルーメンということで、大体40ワット電球ぐらいの明るさ、屋外の夜道は十分いけるぐらいの明るさ、それとか、登山とか防災用途には十分な明るさとなっております。重さにつきましては、何グラムというのは言えないんですけれども、非常に軽いものとなっております。もちろんLED電球です。ですので、一般的には耐用年数は1万時間以上と考えております。それと、燃料になりますけれども、単3アルカリ電池3本ということになっております。あと、照度というか、明るさですけれども、広くしたり、1か所に小さくしたりというのはできるようになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。それだけすばらしいものだったら、夜間でもしっかりと消防活動もできるんじゃないかなと思っております。分かりました。

最後の質問になります。

企画費の中で、これも宮崎議員のほうから質問があっていました公共交通リ・デザイン人材育成事業、リ・デザイン、再構築という意味なんですけど、これの委託料がもともとゼロだったのが13,160千円、これは全て国庫補助になっています。

この中で、総務の委員協議会のときに私も聞いたんですが、この金額を出すんだったら市民の皆さんにももう少し詳しく説明したほうがいいんじゃないかなと私も思います。交通分析に4,900千円、人材育成に5,880千円、観光分析に2,100千円、企画運営経費に2,800千円で、宮崎議員からも話がありましたけど、この議案審議に出てくる前から相手先が決まっているようなお話があったと思うんですが、その辺りはどうなのでしょう。通常は議案審議でそれが通った後にこれを入札というか、そういうふうにしていくか決めていくはずなんですけど、どうしてこんなに早くこれは進んでいくのでしょうか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

公共交通リ・デザイン人材育成事業についての御質問です。

今回、国の補助金の採択を受けまして、この13,160千円の事業に取り組むわけですが、事業者については、今後プロポーザルで入札を行いまして、事業者を決定する予定です。

先ほど宮崎議員から移住対策のほうの事業について御質問いただいたときには、その際は、助成金の申請をする段階で事業者をどの事業者ということで決めて、自治体と事業者との連携でということでの申請をさせていただいております。今回のこの公共交通の補助金については、まず申請の採択を受けまして、それから、どの事業者に実際委託してやっていくのかというのは今後また決めていくことになるということです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

それでは、総務の委員協議会のときにあなたが答弁をした、この人材育成は経営コンサルタントをお願いをしたい、観光分析は観光会社の名鉄にという名前が出てきていますが、これはどういうことですか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

総務建設環境委員会のために御説明しました。これについては、一旦見積書をどこかの業者からいただいて、見積金額に合わせて申請をするということでしたので、申請の段階では見積業者がどちらかということでお答えしたところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

じゃ、今日、議案審議、これの採決が終わった後にプロポーザルで募集をかけるということとで間違いはないですね。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

伊東議員がおっしゃったように、この議案が通りましてから、今後プロポーザルで公告をする予定にしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

やっぱりこの予算13,160千円というのは結構大きいと思うんですよ。しっかりと交通分析

であったり、人材育成とか、それこそ私も委員協議会のときにお話をしたと思いますが、市の職員の方でこういうふうにできたらと、そういうふうな人材が育っていくことが理想だろうなと私は思うんですね。ただ、市の職員の人たちもこれだけが自分たちの仕事ではなくて、ほかにもいっぱいやることがあるから、どうしても人材育成となると市職員以外になっていくのかなという気がするんです。

今までも何回となくこれに似たようなことをやってきているわけですよ。地域交通の今の利便性はどうかという交通分析もやってきた。いろんな会議であったり、ワークショップを開きながら、これは人材育成もやってきたはずなんです。ところが、国からこういうふうな国庫補助があるということで、これに申し込んで採択をされたんでしょうけど、物にならないと幾らこういうことをやっても鹿島の地域公共交通は全然変わらないんですね。循環バスを見ても、1便に何人乗っていますか。1人、2人、そういうふうなのを10年以上続けてきているんですよ。もういいかげん変えないと。多分この中にまたいろんな地元の事業所の方も入ってくるでしょう、バス会社であったり、タクシー事業者。御意見を聞くことはいいんですけど、本当に今市民がお願いをしている各地区から、笠継議員のように能古見地区からもいろんな意見が出ている。そしたら、やっぱりMaaSであったり、AIのオンデマンド化、これにかじ取りというか、もう変えるべきだと思いますよ。

市長、今年は任期として最後の年なんですけど、ひとつこの4年間の中の集大成ということで方向を変える必要は私はあると思うんですけど、市長は今の地域公共交通をどう思いますか、このままでいいんですか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回この事業、リ・デザインということで取り組むことになっています。今までも議員の皆さんからAIのオンデマンドであったり、いろんなやり方を提案いただきましたけど、根本的にさっき言ったように、我々も総合的にデータをちゃんと集めて、それに基づいて、じゃ、どれが一番効果があるのかということを完全にはやってこなかった。そこを今回このリ・デザイン事業といって——これはどこでもあるものじゃありません。これに採択をされたので、ぜひやってみたいと。国のほうもぜひこれで取り組んでくださいというような話が我々のほうにありましたので、今からそういうデータ分析をして、それに基づいていろんな人たちが協議をする。そして、その専門性の高い人たちを育てていく。そういう手順をもって今後の公共交通の在り方、本当に鹿島にとって一番いい公共交通の在り方というのは、どういうのが一番いいのかということをしつかり考えなければいけないということでこの事業に取り組むわけですので、議員を含め、いろんな方たちに情報公開しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。特別委員会で地域交通まちづくり特別委員会をやっています。様々なことを研究し、視察を行い、いろんなところと意見交換をしながら進めているわけですが、そういうふうな中で、全員協議会の中でも時々私であったり、副委員長の宮崎議員であったり、いろんな意見をしています。そういうふうな議会からの意見というものもこの会議の中に入れ込んでいただいて、もちろん関係事業者の方の意見も必要でしょう、それとか市民の皆さんの意見、そこら辺りを総合的に考えて、今月の一般質問の中でもやっていくんですけど、持続可能な鹿島市、どこかでやっぱり止まってしまったらいかんと思うんですよ。そういうふうなのを考えて取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第11 請願上程

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第11. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書は、会議規則第128条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明13日から17日までの5日間は休会とし、次の会議は18日午前10時から開き、一般質問を

行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 13 分 散会